

碧南市地震対策減災計画

平成29年2月

碧南市

本計画について

平成23年の東日本大震災の発生から、6年が経ちました。東北地方では、今も、復興に向けた懸命の努力が続けられています。

この間、政府及び愛知県では、東日本大震災の経験が無駄にしないよう、最新の知見を踏まえた地震・津波被害想定を行い、起こりうる最大の被害を軽減するための対策について検討を重ねてきました。

碧南市においても、愛知県が平成26年度に公表した被害予測調査結果をもとに、市内を学区に分けた被害量を算出するなど、より詳細な被害予測調査を行うとともに、平成27年度には名古屋大学との共同研究を開始し、「碧南市防災対策行動計画策定に係る分科会」を設置。国や県、近隣市町、市民及び市内事業者等、各界から多くの方にご参画いただき、直接ご意見を伺いながら、地震対策減災計画、ハザードマップの作成などを進めてきました。

そのさなか、平成28年4月に、熊本県を中心とする地震が発生しました。震度6強又は震度7という激しい揺れが続けて起こるといふ、東日本大震災とは別の形で、これまでに経験のない災害でした。さらに、10月には鳥取県中部を震源とする震度6弱の地震が発生し、大きな被害をもたらしました。

「碧南市地震対策減災計画」は、被害予測を踏まえて、今後着実に被害を減らすための取組を実行し、平成36年度までに確実に効果を出すための計画です。そのため、それぞれの取組には具体的な事業が紐付けられているほか、進捗が数値で見える事業については目標を定めています。

本計画の重要な内容としてもう一点、市だけが減災に取り組むのではなく、市民の皆様による取組についても明確にしていることがあります。ここで言う「市民の皆様」には、市民の皆様の「しごと」の場であるとともに、「くらし」を支えている事業者の皆様も含まれます。

市に加え、市民、事業者の皆様が等しく減災の取組に参加する「自助」、「共助」、「公助」の取組の実現によって、防災対策や意識が当たり前のものとなる「防災の日常化」が進み、自然と減災効果が現れることを目指し、本計画を全力で推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご指導を賜りました分科会委員の皆様をはじめ関係者の皆様に、心からお礼申し上げます。



平成29年2月

碧南市長 補 宜田政信

目次

1 本計画の背景.....	1
1-1 愛知県で想定される地震・津波.....	1
1-2 碧南市で想定される地震.....	3
1-3 地震対策減災計画の対象となる被害.....	4
2 地震対策減災計画の内容.....	7
2-1 基本的な考え方.....	7
2-2 減災のために取り組むべき行動項目.....	10
2-3 市民や産業界と連携した取組.....	14
3 防災対策の効果.....	15
3-1 強震動に対する防災対策.....	15
3-2 浸水・津波に対する防災対策.....	16
3-3 火災に対する防災対策.....	17
3-4 避難に対する防災対策.....	17
3-5 産業界の防災対策.....	18
行動項目一覧.....	19
(1) 発災直後の命を守る対策.....	19
(2) 発災から数日間程度の応急的な生活環境に対応する支援やケアの確保対策.....	25
(3) 発災から一週間程度が経過した後の、自宅や仮住まいでの生活再開 及び就労環境・経済産業活動の維持のための対策.....	33
(4) 事前に地域の対応力・回復力を強化するための対策.....	37
(5) 事前に産業界を災害に強くするための対策.....	45
(6) 市民生活を支える市役所機能の確保対策.....	52
結び.....	56
参考資料.....	58
碧南市防災対策行動計画策定に係る分科会 委員名簿.....	58
碧南市防災対策行動計画策定に係る分科会等 開催経過.....	64
その他の関連会議.....	68
視察等.....	70
碧南市防災対策行動計画策定に係る分科会 設置要綱.....	71
市の減災行動に結びつくアイデア集.....	73

1 本計画の背景

1-1 愛知県で想定される地震・津波

愛知県では、過去に数多くの被害地震が発生している。

愛知県の主な被害地震一覧* (愛知県活断層アトラス(1997)に一部加筆)

発生年		地震名	震央位置 (東経/北緯)(地名)(位置)**	マグニチュード [†] (震度)	愛知県内の被害
西暦	和暦				
715	和銅8		137.4/34.8 三河 ▲	6.5~7	正倉47破壊、民家陥没。
1124	保安5		136.8/35.0 木曾川下流 ▲	5~6	甚目寺が破壊。
1498	明応7	明応地震	138 /34 遠州灘 ▲	8.2~8.4	尾張で地割れ、津波。
1586	天正13	天正地震	136.9/36.0 不明 (伊勢湾または飛騨白山) ▲	7.8±0.1 (7)	木曾川河口の島が沈没、長嶋城など倒壊、死者6,000人、民家倒壊8,000戸、津波があり被害大。
1666	寛文6		不明	不明	知多半島に津波、流死者あり。
1669	寛文9		不明	不明	名古屋城三の丸の石垣が崩れる。
1681	天和1		136.8/35.1 木曾川下流 ▲	5~6	地盤沈下し新田沈没、三川決壊。
1685	貞亨2		不明 (三河地域と予想)	6.25	山崩、家屋破壊し、人畜多数死亡。
1686	貞亨3		137.4/34.7 三河 ▲	6.25	屋敷、町屋等破壊、死者あり。
1707	宝永4	宝永地震	135.9/33.2 不明 (熊野灘または遠州灘) ▽	8.9 (6)	名古屋城破損多く、枇杷島・津島も大。堤防決壊。渥美湾・三河湾に津波被害大。双子地震説あり。
1802	享和2	尾張地震	136.8/35.1	6	名古屋城本町門の石垣崩壊。海東郡で地割れ噴砂あり。
1854	安政1	安政東海地震	137.8/34.0 遠州灘 ▽	8.4 (5)	沿岸部の被害大、津波の被害も大。矢作川決壊。
1861	文久1	西尾地震	137.1/34.8	6	額田郡4か村で大破家あり。
1891	明治24	濃尾地震	136.6/35.6 美濃 ▲	8.0 (7)	濃尾平野の被害甚大で液化化が顕著。死者2,638人、住家全壊39,093戸など。
1894	明治27		137.0/35.0 県北部 ▲	7.4	濃尾地震の余震。小被害あり。
1898	明治31		136.7/35.3 県北部 ▲	7.4	濃尾地震の余震。被害軽微。
1944	昭和19	昭和東南海地震	136.6/33.8 熊野灘 ▽	7.9 (6)	名古屋重工業地区に被害大。死者438人、住家全壊6,411戸など。
1945	昭和20	三河地震	137.1/34.7 渥美湾 ▲	6.8 (7)	幡豆郡の被害大きい。死者2,306人。住家全壊7,221戸など。深溝断層が活動。
1971	昭和46		137.2/34.3 遠州灘 ▽	6.1 (4)	被害軽微。ガラス破損程度。
1975	昭和50		136.8/35.3 愛知・岐阜県境 ▲	5.5 (4)	負傷者12人。
1997	平成9		137.5/34.9 愛知県東部 ▲	5.8	負傷者3人。

* 愛知県内に震央のある地震、県外に震央があつて県内に大きな被害をもたらした地震を中心に抽出している

**震央位置にアンダーラインを引いてあるものは県外に震央がある地震、位置の▲は内陸型、▽は海溝型の地震

図1には、南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震の発生地域を示す。1707年宝永地震、1854年安政東海地震、1944年昭和東南海地震及び1946年昭和南海地震があげられる。南海トラフでは、100年から200年程度の周期でマグニチュードが8クラスの巨大地震が発生しており、その度ごとに愛知県では甚大な被害を被っている。

1891年濃尾地震及び1945年三河地震では、家屋被害や死者数等が当時の市町村単位で詳細に調べられ、それをもとに市町村ごとの震度分布が求められている。断層近傍では、震度7が推定され、甚大な被害が発生している。

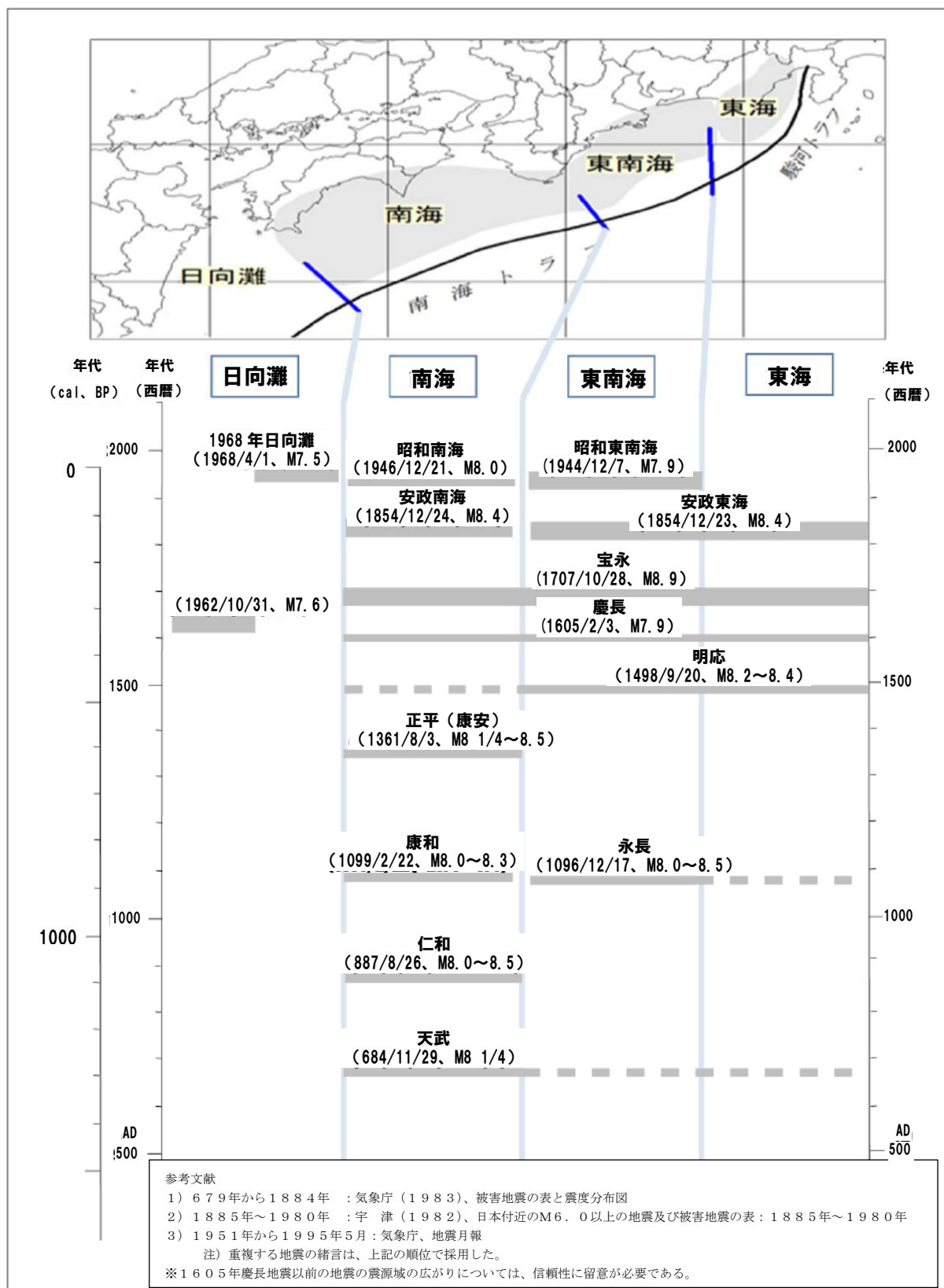


図 1 南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震 内閣府(2011)より作成

1-2 碧南市で想定される地震

中央防災会議（2003）では、1707年宝永地震、1854年安政東海地震、1854年安政南海地震、1944年昭和東南海地震及び1946年昭和南海地震の5例の地震について、これらの地震の震度や津波の高さ分布の類似性を整理し、これを踏まえ、比較検討の基とする震度並びに津波の高さの分布を作成している。

このうち、地震・津波対策を進める上で軸となる想定と位置付けられているのが「過去地震最大モデル」で、命を守るという観点で補足的に参照するのが「理論上最大想定モデル」である。

碧南市においても、南海トラフにおいて100年から200年程度の間隔で繰返し発生しているこれらの地震を考慮し、その中で最大となる「過去地震最大モデルの地震」を想定した被害予測調査を行っている¹。（図2）

この地震では、碧南市の大半が震度6強の強い揺れとなり、市南部を中心に液状化が発生する危険性が高い。また、強い揺れによって河川堤防が被害を受けた結果、矢作川や蜷川沿岸の低地部において浸水被害が発生する²。

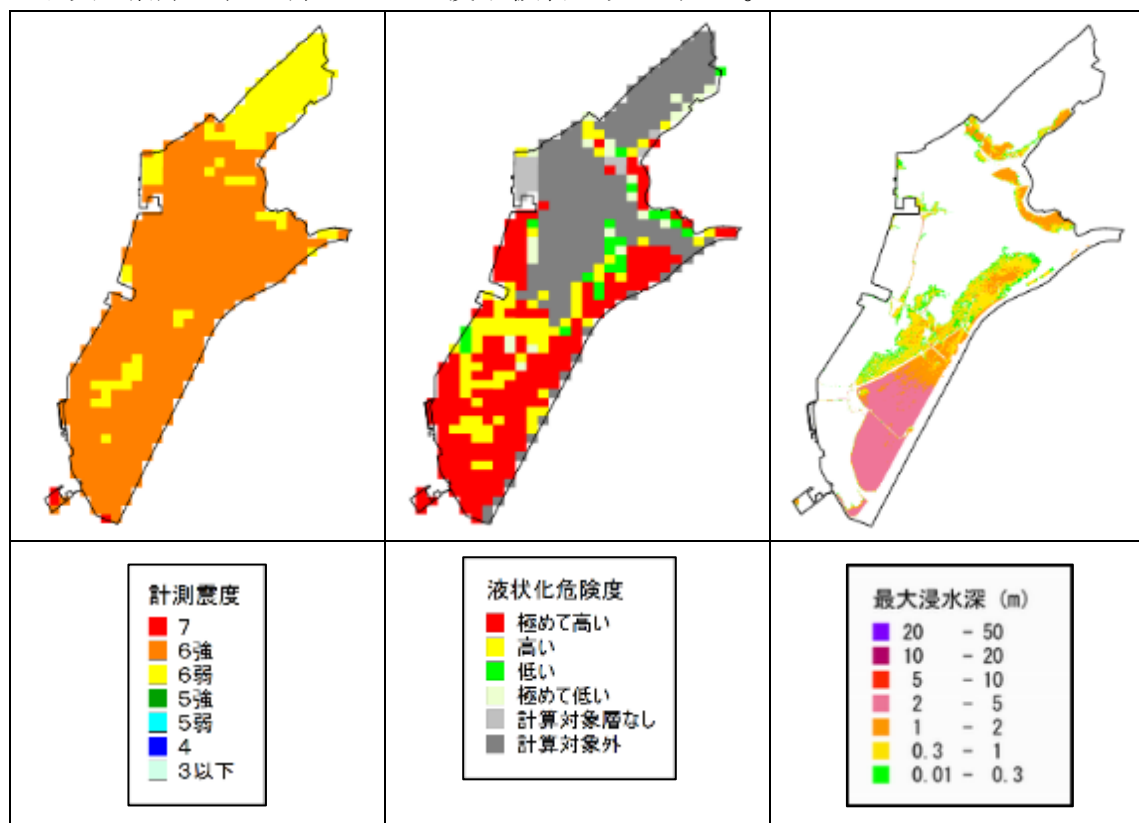


図2 碧南市の過去地震最大モデルによる被害

¹ 愛知県地震被害想定（平成26年度）において用いられた想定地震と同様である。

² この地震とは別に、内閣府（2012）は、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震を受けて、千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低い、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす地震として、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波である「理論上最大想定モデルの地震」を想定している。碧南市の被害予測調査においても、愛知県で想定されている理論上最大想定モデルの地震による被害調査を行っている（碧南市に対する影響がもっとも大きい地震モデルとして、強震断層モデル「陸側ケース」、津波断層モデル「ケース①」を対象）。

1-3 地震対策減災計画の対象となる被害

1-2 であげた「過去地震最大モデルの地震」によって、碧南市で想定される被害は、以下のとおりである。

ただし、さらに被害が甚大なものとなる「理論上最大想定モデルの地震」に対しても、市民の生命を守るために必要な取組は行っていくこととする。

(1) 建物被害

小学校区	全壊・焼失棟数						半壊棟数					全建物棟数
	揺れ	液状化	津波	急傾斜地	火災	合計	揺れ	液状化	津波	急傾斜地	合計	
新川小学校	379	1	1	*	512	892	968	4	40	*	1,012	6,170
中央小学校	232	1	6	*	240	478	594	22	20	*	636	4,062
大浜小学校	473	10	207	*	489	1,178	854	56	964	*	1,873	5,719
棚尾小学校	401	1	12	*	577	992	832	29	329	*	1,189	5,272
日進小学校	166	5	7	*	112	289	342	39	273	*	654	2,056
鷺塚小学校	285	2	4	*	187	479	674	27	66	*	767	4,139
西端小学校	79	1	2	*	208	289	343	3	79	*	424	3,568
市計	2,015	21	238	*	2,325	4,599	4,605	179	1,771	*	6,555	30,986

注：端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。建物数は平成 27 年 1 月時点の課税台帳データに基づく。

※建物の耐震化をすれば、建物被害は減らせる。

(2) 人的被害

小学校区	建物倒壊		津波			急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計	全人口
	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		(うち自力脱出困難)	(うち津波からの逃げ遅れ)						
新川小学校	16	1	1	1	*	*	24	*	42	15,489
中央小学校	9	1	6	1	5	*	11	*	27	10,670
大浜小学校	20	1	74	35	38	*	10	*	104	11,936
棚尾小学校	17	1	17	11	6	*	21	*	55	11,840
日進小学校	7	*	6	6	*	*	4	*	17	5,474
鷺塚小学校	12	1	1	1	*	*	10	*	23	10,704
西端小学校	3	*	2	2	*	*	9	*	14	8,667
市計	86	5	106	56	50	*	90	*	282	74,780

注：端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。エリア別の人口は、平成 27 年度国勢調査に基づき推計した平日 18 時の市内人口である。

※最も被害が大きくなる冬の 18 時地震発生の場合を想定。

ただし、冬の 5 時地震発生の場合、火災による死者数の内訳が減り、その分、市内の全死者数も上表を下回るが、一方で、建物倒壊（転倒・落下物を含む）及び津波による死者数の内訳は上表よりも増加する。

※津波に対する早期避難率が低い。（地震発生後、直ちに避難を開始する人が約 20%）

※建物の耐震化、家具等の固定、早期避難をすれば、人的被害は減らせる。

(3) 上水道（断水人口及び断水率）

(全給水人口約 72,000 人) 上段：断水人口 下段：断水率			
直後	1 日後	7 日後	1 ヶ月後
約 72,000 人 100%	約 68,000 人 95%	約 50,000 人 69%	約 7,100 人 10%

注：端数処理の関係で、断水人口/全給水人口と断水率の数字が一致しない場合がある。

(4) 下水道（下水道機能支障人口及び機能支障率）

(全処理人口約44,000人) 上段：下水道機能支障人口 下段：機能支障率			
直後	1日後	7日後	1ヶ月後
約3,400人 8%	約3,200人 7%	約1,800人 4%	— 0%

注：端数処理の関係で、下水道機能支障人口／全処理人口と機能支障率の数字が一致しない場合がある。

(5) 電力（停電戸数及び停電率）

(全需要家数約37,000戸) 上段：停電戸数 下段：停電率			
直後	1日後	7日後	1ヶ月後
約33,000戸 89%	約30,000戸 81%	約1,600戸 4%	約200戸 1%

注：端数処理の関係で、停電戸数／全需要家数と停電率の数字が一致しない場合がある。

(6) 通信（固定電話の不通回線数及び不通回線率）

(全回線数約11,000回線) 上段：不通回線数 下段：不通回線率			
直後	1日後	7日後	1ヶ月後
約10,000回線 90%	約9,400回線 83%	約1,200回線 10%	約600回線 5%

注：端数処理の関係で、不通回線数／全回線数と不通回線率の数字が一致しない場合がある。

(7) ガス（LPガス機能支障世帯数及び機能支障率）

(需要世帯数約23,000世帯) 上段：機能支障世帯数 下段：機能支障世帯率	
	約9,500世帯 42%

注：端数処理の関係で、機能支障世帯数／需要世帯数と機能支障世帯率の数字は一致しない。

※碧南市は、都市ガス利用世帯が少ないため、都市ガスの被害はわずかと予想される。

(8) 避難者数

	1日後	1週間後	1か月後
避難所避難者数	13,295人	13,298人	5,395人
避難所外避難者数	7,818人	9,773人	12,630人
避難者総数	21,112人	23,070人	18,025人

注：端数処理の関係で、避難所避難者数+避難所外避難者数と避難者総数の数字が一致しない場合がある。

碧南市においては、1-2であげたとおり、市内全域が強い揺れとなり、市南部では液状化が発生するなど、大きな被害が予想される。

迅速な救出救助のためには、応援の人材や車両等が望まれ、また、多数の避難者等が予想されることから、水や食料、生活物資や、応援の人材・資機材が求められる。

しかしながら、碧南市のみならず、周辺市町村においても同様に、甚大な被害が予想される。また、道路の被害や落橋、渋滞も予想されることから、地震発生直後から数日間は、碧南市には市外からの応援が困難な状況が予想される。

このように、市外との連携による応急活動が困難と予想される碧南市においては、

特に限られた資源で対応できるよう、被害を最小限に抑える努力が必要である。また、ライフラインの途絶下にあっても、自立した応急生活が送れるよう、事前に準備を整えておくことが望ましい。

表 阪神・淡路大震災における神戸市の被害

発生日時	平成7年1月17日（火）午前5時46分
規模	マグニチュード（M）7.3 [※]
震度	震度6（一部地域で震度7）
死亡者	4,571人（H17.12.22現在）
負傷者	14,678人（H12.1.11）
避難人数（ピーク時）	236,899人（H7.1.24）
全壊	67,421棟（H7.12.22現在）
半壊	55,145棟（H7.12.22現在）
全焼	6,965棟（確定値）

※平成13年4月23日気象庁の見直しに伴い、マグニチュード7.2から修正。

出典：神戸市「被災状況及び復興への取り組み状況」（平成27年1月1日現在）

表 東日本大震災における仙台市の被害

発生日時	平成23年3月11日（金）午後2時46分
規模	モーメントマグニチュード（Mw）9.0
震度	震度6強（市外で震度7）
死亡者	872人 [※] （H24.3.6現在）
重傷者	275名（H24.3.6現在）
軽傷者	1,994名（H24.3.6現在）
避難人数（ピーク時）	105,947人（H23.3.12）
全壊	29,469棟（H24.2.26現在）
大規模半壊	26,064棟（H24.2.26現在）
半壊	78,086棟（H24.2.26現在）
浸水世帯	115,949棟（H24.2.26現在）

※市外で死亡168名、災害関連死の認定143名を含む。

出典：仙台市「東日本大震災 仙台市 震災記録誌-発災から1年間の活動記録-」（平成25年3月11日）

※ マグニチュードと震度の違い…マグニチュードは、地震そのものの大きさ（規模）であるのに対し、震度は、ある場所での地震による揺れの強さを表す。

※ マグニチュード（M）とモーメントマグニチュード（Mw）の違い…マグニチュードは、地震計で観測される波の振幅から計算される数値であるのに対し、モーメントマグニチュードは、地震は地下の岩盤がずれて起こるため、岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基に計算したマグニチュードである。

マグニチュードは、地震計で観測される波の振幅から計算されるが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せないのに対し、モーメントマグニチュードは、物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効である。ただし、その値を求めるには、高性能の地震計のデータを使った複雑な計算が必要なため、地震発生直後迅速に計算すること及び規模の小さい地震で精度よく計算するのは困難である。

2 地震対策減災計画の内容

2-1 基本的な考え方

碧南市では、発災時からの流れに応じた被害を抑制するための取組を、全庁をあげて行っていく。

一方で、市民向けにハザードマップの作成及び配布、企業向けのBCP策定支援等の取組等により、市以外にも主体的な取組を求めていく。

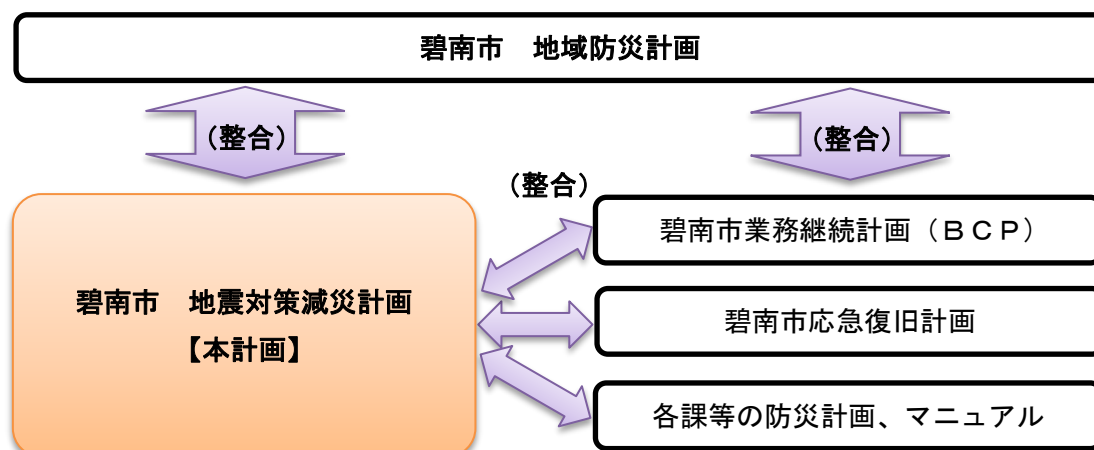
東日本大震災は、市民自らの備えが重要であることを改めて認識させてくれ、平成28年熊本地震・鳥取県中部で発生した地震によって、「日本はどこでも地震に襲われうる」ことが認識された。

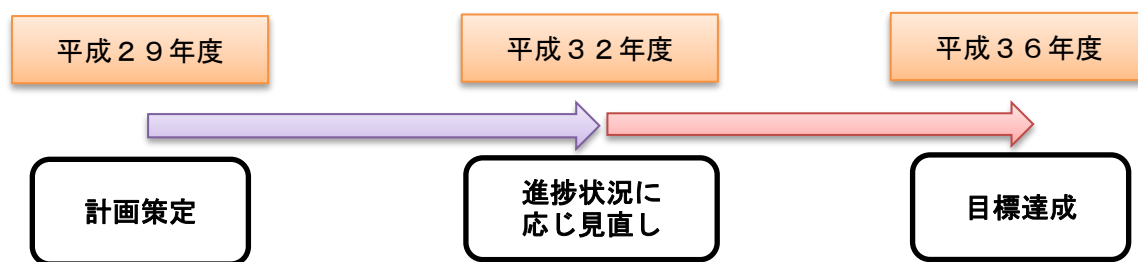
これらの震災を機に高まった防災意識を、市の減災対策に活かすため、碧南市では「市民分科会」、「産業分科会」及び「行政分科会」を平成27年度から設置し、分科会の運営にあたっては名古屋大学減災連携研究センターの協力のもと、産官学民が一体となって減災行動の推進に結びつけていく努力を進めてきたところである。

行政のみならず、市民、産業界において、減災対策を「わがこと」としてとらえ、「防災・減災の日常化」を定着させることで今後に末永くつなげていくための取組が必要である。

以上の考え方に基づき、碧南市地震対策減災計画は、行政の行動項目のみで完成されるものではなく、その基本的な考え方を共有する市民と産業界の取組によって、より効果を発揮するものとして策定する。

平成20年3月に策定した碧南市地震対策減災計画は、想定地震が東海地震・東南海地震の連動地震であり、計画期間は平成27年度まで（8年間）であったため、今回、1-2及び1-3で記載した、新たな被害予測結果等に基づき、本計画を改定する。なお、中間年にあたる平成32年における目標の達成状況を踏まえて計画の見直しを図るものとする。





本計画は、平成27年8月に設置した産業、行政及び市民の3分科会における意見、庁内検討会議での協議、関係課等へのヒアリング結果等を踏まえて取りまとめた。策定の体制は以下の通りである。

(1) 碧南市防災対策行動計画策定分科会の設置

碧南市防災対策行動計画策定に係る3つの分科会（産業、行政及び市民）を設置し、関係者の意見を取り入れながら検討を進めた。

分科会長を市民協働部長（防災監）、座長・副座長を有識者、防災課を事務局とし、分科会委員は以下のアからウの関係機関から選出した。なお、市各課においては課長を選出した。

ア 産業分科会

碧南商工会議所、あいち中央農業協同組合、大浜漁業協同組合、衣浦三水会、碧南市臨海工業地帯防災連絡協議会、碧南市危険物安全協会、衣浦港運協会
(国) 中部経済産業局、中部地方整備局※
(県) 衣浦港務所※
(市) 商工課、農業水産課、土木課、防災課

イ 行政分科会

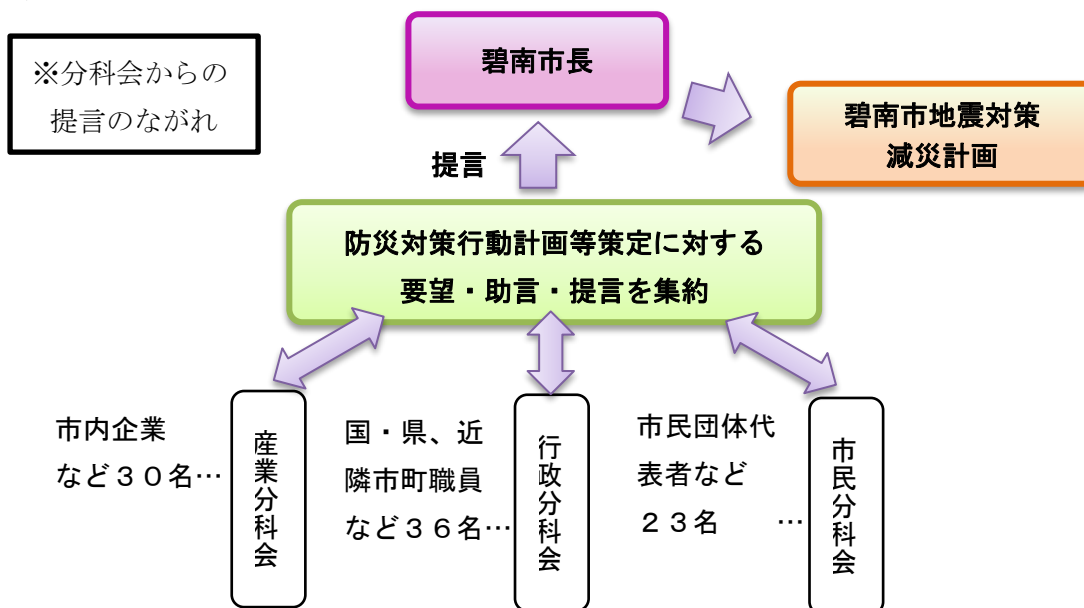
(国) 中部経済産業局、中部地方整備局、衣浦海上保安署
(県) 防災局、西三河県民事務所、知立建設事務所、衣浦港務所、西三河水道事務所、碧南警察署
(その他行政機関等) 碧南市医師会、碧南市薬剤師会、碧南歯科医師会、碧南消防署、半田市※、高浜市、武豊町※
(市) 経営企画課、行政課、健康課、環境課、土木課、都市計画課、建築課、施設管理課、下水道課、水道課、市民病院管理課、教育部庶務課、防災課

ウ 市民分科会

碧南市連絡委員、碧南市社会福祉協議会、碧南市女性団体連絡協議会、碧南市身体障害者福祉協会、碧南市赤十字奉仕団、碧南市ボランティア連絡協議会、碧南市老人クラブ連合会、碧南市小中学校長会、碧南高等学校、名古屋鉄道(株)、主任児童委員部会、碧南市消防団
(市) 地域協働課、防災課

※…オブザーバーとして参加

< 3分科会の構成等 >



(2) 庁内検討会議の設置

当該計画の策定を主な目的として、(1)で設置した3分科会における意見等を踏まえて、新たな計画の内容について詳細な協議・検討を行うとともに、各課個別ヒアリングを実施した。

ア 対象となる課

秘書情報課、経営企画課、行政課、地域協働課、税務課、市民課、福祉課、こども課、高齢介護課、国保年金課、健康課、商工課、農業水産課、環境課、土木課、都市計画課、建築課、施設管理課、公園緑地課、区画整理課、下水道課、水道課、市民病院管理課、教育部庶務課、学校教育課、生涯学習課、文化財課及び防災課（事務局）

イ 検討会議出席者

課長

2-2 減災のために取り組むべき行動項目

行動項目については、災害発生後の対応フェーズ（時間経過・段階・局面）を考慮し、（１）発災直後、（２）発災から数日間程度、（３）発災から一週間程度の各期間において予想される被害・影響を抑制・軽減し、必要な対応を円滑に進めるための準備について整理する。なお、（１）発災直後においては、「命を守る」対策について、（２）発災から数日間程度においては、避難所等における「応急的な生活環境への対応」及びそのための支援やケアの確保について、（３）発災から一週間程度においては、自宅や仮住まいの確保及び就労の維持等「生活再建」についての対策を重要視した。

また、これら（１）から（３）の対策は、事前に市民や地域組織等が行っている準備状況にも大きく左右されること、特に碧南市に立地する産業拠点の準備状況によって、市のみならず中部圏さらに日本全体への影響も左右され得ることから、各主体の事前準備を支える行動項目として（４）事前に地域の対応力・回復力を強化するための対策、（５）事前に産業界を災害に強くする対策についても、行動項目として整理した。

さらに、東日本大震災及び平成28年熊本地震の教訓（碧南市が実施した応援活動調査を通じた教訓及び内閣府熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）（平成28年12月20日公表）」より）を踏まえ、市役所の機能維持は市が取り組むべき最重要項目であるという観点から、（６）市民生活を支える市役所機能の確保策を整理した。

平成28年熊本地震の応援活動調査を通じた教訓の例

平成28年熊本地震に際し、碧南市では、被災した市町村行政の活動状況を視察・調査することで、来たるべき南海トラフ地震時には応援を受ける側としての教訓を得ている。

■ 物資の配布困難

応援物資が被災者にまでなかなか届けられず、物資管理場所に溜まっていく一方となった。その結果、物資を受け付けることができなくなり、道路の渋滞等につながった。

■ 多数の避難所外避難者

度重なる余震のため、自宅で寝泊りするのをためらい、日中は後片づけや仕事等で外出していても、夜になると避難所にやってくる避難者が多く発生した。また、避難所であっても建物倒壊を恐れ、多くの避難者が自家用車で寝泊り（車中避難）した。

■ 行政サービスの継続困難

庁舎が被害を受けたり、執務室内に物が散乱して作業ができなくなったり、また職員が被災する等により、災害対応のみならず、通常の行政サービスの継続も困難になっていた。行政職員も、一般市民と同様に、自らを守ることを最優先することが必要である。



熊本地震被害の様子（防災課職員が現地視察時に撮影）

熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策

1. 地方公共団体への支援の充実

- 災害規模に応じた物資供給や人的支援のあり方
 - ◇一般災害：地方公共団体の要請に基づく「プル型支援」
 - ◇大規模災害：地方公共団体の機能低下の懸念を踏まえ「プッシュ型支援」
 - ◇広域大規模災害：十分な「プッシュ型支援」が困難な可能性。住民や企業を含む備えの重要性について、地方公共団体と認識共有。
- プッシュ型支援における自己完結の徹底
 - (人的支援)
 - ◇応援側で、統括者を設置し、自立した支援が可能なチーム派遣
 - ◇国・都道府県等が連携し、被災自治体へ応援職員を派遣する仕組み
 - (物的支援)
 - ◇調達から避難所への配送を含む全体最適の輸送システムの構築
 - ◇地方公共団体に物資の到着予定を知らせる物資輸送管理システムの導入支援
- 市町村の防災体制強化
 - ・市町村長や幹部職員向けの研修の充実
 - ・市町村における受援を想定した防災体制づくりの強化
 - ・支援人員数等を把握する災害対応支援システムの構築
- 災害対応を円滑に進めるための見直し
 - ・事務委任の活用により、予め指定都市と都道府県の役割分担を明確化
 - ・現行法による実施体制や広域調整のあり方についても検討
 - ・港湾の利用調整等の管理業務に関する法的位置づけを国に付与

2. 被災者の生活環境の改善

- 被災者の速やかな状況把握と支援体制の強化
 - ・保健師や医師、NPO等の連携により、避難所外も含め、被災者全体の情報を集約し、戦略的にケアする仕組みの整備
- 避難所における運営力の強化
 - ・避難所の自主運営のために事前の利用計画策定の推進
 - ・乳幼児を抱える世帯や女性等への配慮のための、トレーラーハウス等の活用
 - ・避難所運営を支援するためのアドバイザー制度の創設、NPO等との連携
 - ・デイサービス施設等との協定の締結等による福祉避難所の指定促進、地域住民に対する理解促進

3. 応急的な住まいの確保や生活復興支援

- 罹災証明書発行の迅速化のための調査方法効率化やシステム活用
- 応急仮設住宅のコスト削減やみなし仮設住宅の活用の徹底
- 住宅等の被害に関する各調査の情報共有等による効率化の検討

支援策検討WG（主なポイント）

4. 物資輸送の円滑化

- 輸送システムの全体最適化**
 - ◇国と都道府県が一体となって、民間物流事業者と連携した調達から避難所までの輸送システムの構築
 - ◇民間の物流事業者が管理する物資拠点を輸送拠点へ活用
 - ◇被災地での作業低減のため、被災地外での拠点設置等
- 被災地が混乱しないよう個人や企業によるプッシュ型物資支援を抑制**
 - ◇民間企業：自社の輸送手段や社員による自己完結型で、被災者個人に直接行う支援（炊き出しや日用品配布等）
 - ◇個人：義援金等の金銭による支援
- 物資輸送情報の共有**
 - ◇物資の到着予定情報の共有のための物資輸送管理システムの活用
 - ◇物資のニーズ把握のためのタブレットや携帯端末の活用
- 個人ニーズを踏まえた物資支援**
 - ◇物流や流通の回復状況に応じた支援方法の変更（プッシュ型 → プル型・現地調達）

5. ICTの活用

- 災害時における官民の各機関が有する情報共有・活用の仕組み
- ビッグデータの活用による屋外避難者の把握のための技術開発

6. 自助・共助の推進

- 家庭内物資を最大限活用する「家庭内循環備蓄」への発想転換
- 住民同士の避難時の声かけ・安否確認や避難生活での物資持ち寄りの推進
- 災害経験豊富な全国NPOから地域のNPOへのノウハウ伝授

7. 長期的なまちづくりの推進

- 被災時の復興の手法に関するケーススタディによる事前準備

8. 広域大規模災害を想定した備え

- 南海トラフ地震の具体計画等の見直し
- 防災拠点となる建物のより高い安全性の確保を推進

2-3 市民や産業界と連携した取組

本計画は、8年間を目途とした計画であるが、南海トラフの地震・津波対策はそれだけで完成するものではなく、今後の取組の継続次第で、減災効果がより向上することも、逆に低下することも考えられる。何より、理論上最大想定クラスの地震が発生した場合は、本計画による防災対策に加え、市民や産業界の活動が伴って初めて被害が減少し、より素早い回復が期待できるものである。

よって、市のみならず、市民・産業を含めた地域社会全体で「防災・減災の日常化」が実現できていることが望まれる。

そのため、本計画では、2-2で整理した行動項目を、市の各部局が取組み、達成を目指すことだけでなく、それらを支える取組が市民や産業界においても主体的に実施される「防災・減災の日常化」を目指すこととする。市は、行動項目に基づき、市民や産業界の主体的な取組を促進し、支援することで、市全体の減災効果の向上を目指すこととする。

市は、「防災・減災の日常化」を目指すために、平常時から関係のある市民・産業界の各主体に対し「防災・減災」について情報提供や検討を積極的に推し進める。

市と地域社会の「防災・減災の日常化」取組案

- ・市が開催や出席する会合で、参考資料として防災関連のパンフレット等を配布
- ・業者に事業所の耐震化、家具固定のパンフレット等を配布
- ・市民が多く集まるまちづくりの説明会やイベント等において、耐震化や適正な空き家管理のお願い等を実施
- ・地域の集まり等に、保育園・幼稚園、高齢者施設等の災害弱者施設の管理者に同席してもらうことで、災害時の避難の協力等、地域内連携を促進
- ・地域のイベント等において、学校と共同で実施するなどし、日頃から顔の見える関係づくりをしていく中で、災害時に生徒に要配慮者の補助等をしてもらえるような体制づくりを実施
- ・運営、所管している店舗等において、従業員と家族との安否確認手段や避難する場所の周知等をするよう啓発を実施
- ・施設利用者に、周辺の被害想定結果や最寄りの避難所をわかりやすく広報
- ・民生委員等が個別訪問を実施する際に、耐震化や離れて暮らす家族との安否確認の手段の確認、地域住民への支援のお願い等を実施
- ・市の取材に来庁される報道関係者に、各事業所の防災の取組啓発の資料を配布するとともに、災害時の広報に係る協力を依頼
- ・「市民メール」による道路等の破損箇所の連絡について、災害時も利用できることを周知

3 防災対策の効果

3-1 強震動に対する防災対策

(1) 建物の耐震化の促進

碧南市の住宅の耐震化率の現状は83%（平成25年度）であり、1-3であげた建物被害の想定結果も、この数字に基づいて算出されている。

今後、旧耐震基準の建物の建替や耐震補強等が行われ、現状よりも建物の耐震化が促進された場合、建物の全壊棟数が減少する。

さらに、建物の全壊棟数が減少することにより、建物倒壊による死者数も減少する。

そのため、市民や企業が自宅や事務所・店舗等を耐震化することが求められるとともに、市は、耐震化にかかる費用の補助や、業者のあっせん、耐震化の啓発等により、市民や企業の防災対策を後押しする必要がある。

建物の耐震化により減少する全壊棟数及び建物倒壊等による死者数
(過去地震最大モデルの場合)

	建物の耐震化の促進			
	現状	耐震化率 90%	耐震化率 95%	耐震化率 100%
地震動による 全壊棟数	2,015棟	1,424棟	1,001棟	579棟
建物倒壊等による 死者数(冬・深夜)	119人	84人	59人	34人

(2) 家具等の転倒・落下防止対策の強化

建物倒壊等による死者数の想定結果は、現状の家具等の転倒・落下防止対策の実施状況を考慮して算出している。

愛知県「平成23年度防災(地震)に関する意識調査」によれば、家具の転倒防止対策実施率(「大部分固定している」+「一部しか固定していない」)は愛知県全体で49.6パーセントである。内閣府「防災に関する特別世論調査」(平成21年12月)によれば、家具の転倒防止対策実施率は全国平均で26.2パーセントであるため、愛知県は非常に高い実施率となっている。

現状よりもさらに家具等の転倒・落下防止対策の強化を進めるためには、市民や企業が自宅や事業所・店舗等の家具等について、自らさらに対策を充実させることが必要であり、市は家具等の転倒・落下防止対策の啓発や、高齢者宅等への戸別訪問による対策の実施支援などの後押しが求められる。

家具等の転倒・落下防止対策により減少する死者・重傷者数
(過去地震最大モデルの場合)

	家具等の転倒・落下防止対策強化		
	現状	実施率75%	実施率100%
死者数(冬・深夜)	7人	5人	3人
重傷者数(冬・深夜)	28人	20人	12人

※家具等の転倒・落下による死者数は、建物倒壊等による死者数と区別が難しいため、数字は参考である。

3-2 浸水・津波に対する防災対策

(1) 避難の迅速化

1-3(2) であげた津波による死者数は、地震発生後に直ちに避難を開始する人が比較的少ない前提としている。

そのため、市民の意識が変わり、また近隣に一時退避場所が確保されるなど、避難の迅速化を図ることで、浸水・津波に巻き込まれる死者数を減らすことができる。

市民や企業の従業員は、地震発生後は直ちに避難を開始する意識を持つ必要がある。また、市はそのための防災情報の提供や、発災時における住民の共助による情報伝達・避難支援の体制づくりの後押しを、地域と一体となって進める必要がある。

避難の迅速化により減少する死者数

(過去地震最大モデルの場合)

		避難の迅速化			
		早期避難率が低い場合	(うち逃げ遅れ)	全員が発災後すぐに避難を開始した場合	
				(うち逃げ遅れ)	
浸水・津波による死者数	冬・深夜	144人	57人	94人	7人
	冬・夕	106人	50人	65人	9人
	夏・昼	74人	47人	37人	11人

(2) 建物の耐震化、家具等の転倒・落下防止対策の実施

浸水・津波による死者は、地震発生後に建物が壊れたり、屋内で家具等が転倒したりして閉じ込められ、直ちに避難を開始できない場合が含まれている。そのため、建物の耐震化や、家具等の転倒・落下防止対策を進めることにより、浸水・津波による死者数を減らすことにもつながる。

市は、建物の耐震化や家具の転倒・落下防止対策のこうした効果についても、市民や企業に啓発して、対策促進に取り組んでいく。

3-3 火災に対する防災対策

(1) 出火防止・初期消火力の向上

1-3 (1) 及び (2) であげた火災による建物被害及び人的被害は、地震発生後、何らかの原因で火災が発生した後、燃え広がることによって生じる被害である。

出火原因としては、転倒した家具で電気コードが断線し、通電時に出火する等が想定されるため、これらの出火原因をできるだけ減らすことが、火災被害の抑制につながる。

また、出火後に初期消火に成功すれば、火災による被害の拡大を防げるため、消火器の利用方法の周知や、地域または企業や学校等における防災訓練において、近隣で協力して初期消火にあたる意識を醸成させることも重要である。

なお、初期消火に失敗し燃え広がった場合は、地域や消防団のみによる消火活動では対応が困難であり、危険を伴うため、初期消火で対応すべき火災の規模（一般的に、初期消火の限界は「炎が天井に達するまで」である）など、安全面を考慮した知識についても、合わせて周知徹底を図る必要がある。

(2) 空き家の除却の推進

住民が居住していない空き家は、特に初期消火を行う主体が不在であるため、古い木造の空き家について、市が地域の協力も得ながら、所有者と除却について検討することが望まれる。

3-4 避難に対する防災対策

(1) 建物の耐震化の促進

1-3 (8) であげた避難者は、特に地震発生直後においては、自宅が被災して居住できなくなった市民が主である。

自宅の耐震化を促進することで、避難所や親戚宅等に避難せず自宅で生活することが可能となり、避難者数の減少につながる。

そのため、市民に対して、自宅の耐震化によって避難所に行かずに生活でき、その場合の利点（プライバシーの確保、備蓄等による水・食料及びトイレ等の確保など）を周知する等、避難者を減らすための意識啓発を図ることが重要である。

(2) 備蓄の促進

1-3 (3) から (7) において、ライフラインの途絶が想定されている。地震発生から一週間程度が経過すると、自宅が無事であっても、水やトイレを求めて避難所等に避難する者が増える。

市民が自ら、一週間分程度の水や食料、簡易トイレ等を準備することで、多くの市民が自宅での生活が続けることが可能となる。

そのため、市は最低限の水や食料、簡易トイレ等の備蓄を図り、一方で市民や企業に対して、最低限の備蓄品を準備しておくことの重要性を啓発し、意識向上を図ることが重要である。

3-5 産業界の防災対策

(1) 建物の耐震化、什器等の転倒・落下防止対策の促進

就業中に発災した場合、事業所において、建物倒壊や屋内の什器等の転倒・落下に巻き込まれることによる死傷者の増加が懸念される。また、建物倒壊や燃料タンク等の施設が被害を受けることによる出火も懸念される。

また、事業所の被害が軽微であることが、市民の就労場所の確保、ひいては生活再建にも寄与することからも、事業所の防災対策は重要である。

そのため、市が企業に対して行う、事業所や設備の耐震対策の情報提供が重要である。また、商工会議所等の地域単位の組織や、同業者による組合等、企業が集まる場において、これら組織と市が協力し、各企業等に対する防災対策の促進を図っていくことも重要である。

(2) 事業継続に必要な準備の促進

事業継続においては、ライフラインや道路等のインフラの確保が必要であるが、甚大な被害に対して復旧資源に限られる状況では、ライフライン・インフラの応急復旧は、救出・救助活動や市民生活の確保が優先され、事業継続の観点からの応急復旧は限定的にならざるを得ないと予想される。

一方で、市民の就労場所の確保、また中部圏だけでなく日本全体の経済にとって重要な役割を持つ衣浦港周辺の事業の継続は、重要な対策の一つであることは疑いがない。

そのため、企業と市が連携し、最低限、確保すべきライフライン・インフラを特定しておいたり、仮設の事業所による事業の再開に必要な事前準備の検討、また、特に重要なライフライン・インフラの耐震性を確保するための整備など、事業継続に結びつく対策を進めておくことが重要である。

(3) 帰宅困難者対策の促進

市内の事業所・学校に通勤・通学している多くの市外在住者や、観光などで一時的に市内を訪れている者が地震に遭遇すると、電車の運休や道路被害、通行規制などにより、帰宅困難者となる恐れがある。

これらの帰宅困難者の安全を確保するために、個々の事業所において、従業員が数日間滞在が可能なスペースの確保や、水・食料、簡易トイレの備蓄を促進することが望まれる。

市は、各企業又は商工会議所、同業者の組織等に対して、帰宅困難者対応について周知を行う等の後押しが求められる。

【行動項目一覧】

(1) 発災直後の命を守る対策

1-1) 建物倒壊から命を守る

地震発生時に建物が倒壊すると、下敷きになるだけでなく、外に逃げ出せなくなって火災や津波に巻き込まれるなど、ケガをしたり命を落としたりする危険が非常に高くなります。建物だけでなく、屋内で家具等が転倒したり、ガラスが飛散したりした場合も同じような危険性があります。

また、屋内の危険だけでなく、建物が道路に倒れこんで避難やその後の救出救助、消火活動の妨げとなるなど、地域全体の被害拡大にもつながりかねません。ブロック塀が倒壊する場合も、同じような危険性があります。

このように、地震発生直後の建物倒壊や、屋内の家具転倒・ガラスの飛散、ブロック塀の転倒は、建物を所有している人の責任において、確実に防ぐ必要があります。

家族や親戚、地域の隣人同士等で、実施方法を話し合ったり、市等に相談したりして、対策を実施していくことが必要です。

碧南市の取組

- 多様な主体を通じて、建築物の耐震化について啓発します。
- 公共施設の天井や照明等（非構造部材）の耐震対策を進めます。
- 建物のガラス飛散防止、家具等の固定について啓発します。
- 狭あい道路における道路後退用地の寄付について啓発します。
- ブロック塀を撤去し、生垣にする取組について啓発します。
- 適正な管理をされていない老朽化した空き家の除却を促進します。

1-2) 津波から命を守る

南海トラフで地震が発生すると、碧南市周辺では津波が押し寄せ、地震によって河川、海岸の堤防が破損した周辺から浸水が発生します。

また、津波の高さは、地震が発生した場所によって想定よりも高くなる場合があります。

そのため、自宅や職場、外出先等で地震が発生したときに、命を守るため緊急的に避難する場所（一時（いつとき）退避場所など）について知り、行き方を確認しておくことが必要です。家族や職場の同僚などとも相談することで、より多くの人々が、確実に避難行動を取ることに繋がります。

そして、市や、自主防災会などが行う避難訓練に、家族や隣同士誘い合っ、多くの人々が参加することでさらに被害軽減につながります。

碧南市の取組

- 堤防の整備・強化といった津波浸水対策は中長期的に取組む必要があり、着実かつ効果的に進めるために、管理者とともに対策を検討します。
- 津波避難に関する計画やマニュアルを作成します。

- 一時（いつとき）退避場所及び避難ルートの確保を進め、理解のための周知を行います。
- 津波避難訓練に地域・学校・職場等の多様な主体が関わられるよう、働きかけを行います。

●内田康史氏（愛知県防災局防災危機管理課 課長）

平成28年4月1日の朝、新規採用職員が自己紹介を行っていた午前11時39分、緊急地震速報がなり始め、部屋が揺れだしました。

ただ、県庁本庁舎は見た目は古い（昭和13年建築・国重要文化財）が、地下に免震ゴムが入った免震構造（平成21年改修）のためか、それほど大きな揺れは感じませんでした。



しかし、この地震の震源は南海トラフ地震につながる可能性のある三重県沖のプレート境界付近であり、「巨大地震の前兆か！」と防災関係者の間でとても心配されました。その二週間後には熊本地震が発生しました。

そのような中で「碧南市地震対策減災計画」の策定は進められました。この計画の最大の特徴は、名古屋大学減災連携研究センターの支援を受け、行政に加え地元企業や市民の方々が、直接この計画作りに参画した「産官学民」の連携により策定されたことであり、地域防災力向上のための、産官学民連携のモデルとなる先進的な取組であると考えています。

1-3) 火災から命を守る

地震の強い揺れに伴って、使用中の火器が転倒したり、電化製品や電気コードが破損したりすることにより、火災が発生（出火）します。

万一、出火しても、消火器等を用いて小さな火災のうちに消火（初期消火）することで、大きな火災（延焼）を防ぐことにつながります。消火器の設置場所の確認、操作方法の習熟が必要です。

何よりも、出火をできるだけ防ぐために、自宅の耐震化はもちろん、家具の転倒防止、電気プラグ・コードの接続・設置状況の確認が求められます。

そのほか、燃料タンク等の可燃物を保管している場合や、可燃物が置かれている場合も、燃料タンク等の転倒防止や可燃物の整理整頓等、出火・延焼を防ぐ対策が必要です。

碧南市の取組

- 延焼をできる限り防ぐため、狭あい道路の拡幅や公園や空地等の延焼遮断

空間の確保など、火災に強いまちづくりを進めます。

- 出火防止対策や初期消火対策について、具体的な方法を周知する等の啓発活動を行います。

1-4) 液状化から自らの生活環境を守る

市の大半が沖積層（河川や海に砂が運ばれて堆積）の砂質土壌であるため、地震発生直後から、市内の随所で液状化が発生し、建物が傾いたり、段差が生じる等の被害が予想されます。また、液状化に伴って、ライフラインにも被害が発生することが予想されます。そのため、居住や移動が制限されます。

液状化で建物に被害が生じることをできるだけ防ぐため、建物を新築や建て直す際に、液状化対策を行う等の対応が求められます。

碧南市の取組

- 液状化によって、道路等のインフラやライフラインに被害が発生した場合に、関係者や工事業者と協力して、できるだけ早期に利用可能となるような復旧対策について検討します。

1-5) 情報不足による対応の遅れから命を守る

地震発生後は、津波に関する情報や、火災等の発生状況等、危険を避けるための情報が、へきなん防災メール、市ホームページ、SNS、同報無線（屋外スピーカー）、ケーブルテレビKATCH及びPitch FM等によって発信されます。

これらの防災情報を発信するツールが確実に稼動するように準備をするとともに、確実に受信できるように備えておくことで、避難の遅れ等から命を守ることが大切です。

また、受信した防災情報を地域や職場等で共有し、より多くの人に正確な情報を伝えることも求められます。

碧南市の取組

- へきなん防災メール、市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ケーブルテレビKATCH及びPitch FM等、多様なメディアを活用した防災情報の発信体制を整備します。
- 正確な情報をいち早く収集するために、市民や企業からも情報収集するための仕組みについて検討します。
- 命に関わる津波警報については、発令・解除に係る情報伝達体制の訓練等を通じて確認します。

1-6) 救急・救命活動の遅れによる危機から命を守る

地震の発生直後、建物倒壊や家具転倒、火災などによって負傷する人も多数出ることが予想されます。

市内で直ちに救急・救命活動に駆けつけられる救急車の数や、病院で治療できる人数を超えることも予想されるので、できるだけ多くの人の命を救い出せるよう、市全体で準備を進める必要があります。

救急・消防や警察だけでなく、近所で協力して、負傷者等を助け出せる体制の確保も望まれます。また、病院における混雑・混乱をできるだけ防ぐため、自宅や職場等において応急手当ができるような救急用品の準備も進められると、重傷の方が病院で確実に治療できることにつながります。

碧南市の取組

- 消防・救急力が不足する中での市民・事業者自らによる災害時の救助救急体制の強化を支援します。
- 市外からの応援（緊急消防援助隊等）を円滑に受入れ、救急・救命活動をしてもらうための受援体制を強化します。
- 市民病院において、災害時の医療マニュアルの点検・確認及び訓練・研修等を通じ、災害時の医療機能の確保、充実を図ります。
- 官民の関係機関と連携した医療体制を整備します。
- 市民病院において、受水槽の電源確保や患者・スタッフ用の飲料水の確保（保管場所を含む）、敷地内の水道の応急復旧に係る事業者との連携体制の確保等、市民病院の機能確保を図ります。

1-7) 安全な場所に滞在できない帰宅困難者の命を守る

日中に地震が発生すると、市内の事業所や工場等に通勤している人や、市内に通学する生徒等、多くの人々が、電車の運休や道路被害によって帰宅困難となることが予想されます。

徒歩等で遠距離を帰宅すると、余震等による落下・転倒物、火災や繰り返し発生する津波等に巻き込まれる危険があります。また、無理に車で移動しようとする人が多数発生すると、道路渋滞を引き起こすことになり、消火や救急・救命活動、応急復旧活動に、多大な妨げとなる可能性があります。

まずは、「むやみに移動を開始しない」ことが大切です。そのため、職場や学校等では、従業員や生徒等を一定期間、施設内で安全に過ごすために、十分な水・食料等の備蓄や、電源の確保等の帰宅困難者対策が必要です。

無理な帰宅を避けるためにも、外出中にお互いの安否が確認できるよう、携帯電話の伝言板サービス等を利用できるようにすることも求められます。

また、職場や学校のような安全な居場所がわからない状態で被災した帰宅困難者の命を守るため、地域で連携して水や食料、トイレ及び情報提供等の支援を確保することが望まれます。

碧南市の取組

- 帰宅困難者に水や食料及びトイレの提供等の支援を行ってもらえる帰宅困難者等支援施設の確保に取り組めます。
- 帰宅支援マップの改訂を進めます。

●森口 勝氏（海上保安庁 衣浦海上保安署 次長）

＜碧南市地震対策減災計画への期待＞

平成7年1月17日、阪神淡路大震災が発生した日、私が乗船していた「巡視船みずほ」は、直ちに神戸港へ向かい、その日の夜、神戸港沖で私が見た光景は、いつもの煌びやかな夜景ではなく、闇夜を照らすいくつもの赤い火柱と黒い煙でした。



救助活動に従事しましたが、国、県、市、各機関の連携が不十分で、どこで何が起きているのかさえ、現場にいても分からない状況でした。当時は「天災は忘れたころにやってくる」という風潮で、行政が震災に対して十分に「備え」ていたとは言い切れません。

それから幾つもの震災を経験した今、各機関は「明日くるかもしれない天災」に「備え」て、防災対策を進めています。

そのような中、碧南市地震対策減災計画は、行政機関が被害予想の地図上で練った「備え」を越えて、中心となる「市民」、その集合体である「産業」の行動を伴った「備え」として検討されており、命を救う実効ある防災対策になるものと期待しております。

1-8) 危険物施設等の二次災害から周辺の市民等の命を守る

碧南市では、埋立地を中心に製造業が多く立地しています。これらの施設では、平常時から可燃性や爆発の危険を有する危険物を、十分な安全確保のもとで扱っています。

万が一にも、地震や津波等に伴って危険物が漏れるような事態が発生しないよう、管理者において十分な対策が必要です。

また、たとえ危険物が漏れたり、爆発の危険が生じたりした場合でも、市民や従業員の命を守るために、事業所内や周辺で負傷者等を迅速に応急手当ができる体制を備えておくことが求められます。

碧南市・消防署の取組

- 危険物施設に対する対応力の強化について、関係機関と連携して体制作りを進めます。
- 愛知県と協力し、危険物や有害物質等を保管している事業所等の把握、検査を定期的に行います。二次災害の防止対策が不十分な場合は、対応策を協議し、実施します。

（２）発災から数日間程度の応急的な生活環境に対応する支援やケアの確保対策

2-1) 自宅等における最低限必要な水・食料・物資を確保する

地震発生後は、一時的にライフラインが停止することが予想されるほか、道路被害や渋滞等により、数日間にわたって水や食料が市内に届かなくなることが予想されます。

そのため、自宅や職場等で3日間から1週間程度、ライフラインが途絶しても生活できるだけの水・食料や、乳幼児・高齢者等の柔らかい食事やおむつ、有病者の医薬品等、特別に必要な物資を確保しておくことが必要です。

また、道路が確保されて水や食料等が届くようになった場合でも、避難所等への物資の搬送や、避難所及び周辺での自宅避難者への配布等の活動のための人員や車両等は不足する可能性があります。自らの生活に必要な物資等を、地域で協力して確保するための体制が求められます。

碧南市の取組

- 家庭や事業所における備蓄について、日常的に必要な数量も含めて確保する等、具体的な方法を交えて啓発します。
- 被害想定や各種計画の見直しに合わせ、市民に食料・生活必需品並びに乳幼児や高齢者等に配慮した備蓄をするよう推進します。
- 市において、飲料水及び生活用水の確保を進めるとともに、応急給水体制の確保を図ります。
- 自宅や事業所における再生可能エネルギーの確保を促進、支援します。
- トイレの応急的な確保方法について、関係機関と協議し、準備を進めます。
- 水・食料・物資等の搬送に必要な車両及び運転手並びに燃料を確保する体制づくりをします。
- 災害時の物資集積拠点、配送に係る事業者等を含めた、災害時の物資輸送体制の機能強化を図ります。

●都築 充雄氏（名古屋大学減災連携研究センター 准教授）

碧南市の臨海部に立地する企業従業員へのアンケートで、「地震津波が収まった段階でいったん帰宅を希望しますか？」といった問いかけをしたところ96%の方から「はい」の答えが返ってきました。ところが、「自宅のある地域の地震津波被害想定を把握していますか？」に対しては47%が「いいえ」でした。「就業時の防災で不安に思っていることは何ですか？」に対して「家族の安否」を挙げられた方がほとんどでしたが、これで、愛する家族の元へ無事に辿り着くことができるのでしょうか？



地震対策減災計画で地域社会の枠組みを創ることはもちろん重要ですが、その枠組みに魂を吹き込むのは、「ひと」そのものです。市民として家族の安全安心を保つことができ初めて、企業人として事業復旧に全力を傾注できるのではないのでしょうか？

そのためにも、大地震が発生したらそれぞれの場所でどのようなことが起こるのかを一人一人が想像してみるのが大切になります。ハザードマップもありますが、幸いにして碧南市には、過去の災害をイメージするに十分な歴史遺産が数多く存在しています。

一例として「大浜陣屋日記」を紹介します。大浜陣屋は駿河沼津藩水野家が三河における領地を支配するために設置した役所で、その日記の中に、南海トラフ地震のひとつである安政東海地震（1854）の記述があります。

「十一月四日（旧暦）晴天 今朝五ツ半時頃大地震ニ而、御家中一等夫々明キ地江駈出し候処、四ツ時前相止候付、銘々宅建具ハ不残外レ、鴨居壁多分落、且東大土蔵御役所後納止ミ土蔵大破、土塀ハ稲荷前左右凡式拾間程崩れ、其外小破之分ハ夥敷、誠前代未聞之事ニ候」「平七村届出候者、居宅三軒別家壱軒潰レ、其外塀庇等多分崩レ大破有之旨書面、夜ニ入差出ス」「大浜村、棚尾村、両村共、居宅潰家ニ相成候内、極難之もの共へ手当与して白米壱斗ツゝ差遣し候趣、元倭兵衛申出之」「伏見や外新田平右衛門請、大堤大破并田畑所々震割泥砂吹出し候旨、届書さし出ス」といったように、村々の建物や堤防の被害、田畑の液状化、被災者支援などの様子が描かれています。安政東海地震の被害の実像が彷彿としてきませんか？

昔わが町に何が起きたかを辿り、今の街並みや土地の成り立ちを眺め、近い未来の姿を想像して見ることで、家族と地域を守るために何を準備したらいいのかを考え始めるきっかけになるのです。今すぐその一步を踏み出しては如何でしょうか？

2-2) 避難所等において、衛生的、文化的な最低限の生活環境を確保する

地震発生後、多数の避難者が、学校等の指定避難所で数日間、不自由な環境での生活となることが予想されます。

円滑な避難所の開設と運営のために、平時から避難所となる学校等の施設の職員と地域住民、市の避難所開設員とがコミュニケーションを取っていることが求められます。

また、避難所の運営は地域住民が主体的に行うことが望ましいため、町内会や職場、所属している組織等で検討し、理解を深めるとともに、協力体制を構築しておくことが必要です。

その際、避難所等における要配慮者の支援（配慮事項）について知っておくことも望まれます。

碧南市の取組

- 避難所となる建物の天井や照明等（非構造部材）の耐震対策を進めます。
【1-1）参照】
- 避難所が不足した場合に備え、代替となる候補施設の抽出・整理を検討します。
- 避難行動要支援者（自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者）の支援体制の整備、充実及び見直しについて、継続的に検討します。
- 避難所等の電力確保及び再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 避難所における資機材置場の充実を図ります。
- 給食センターにおいて、炊き出しの実施体制を確認し、改善について検討します。
- 円滑な避難所の開設、安全で秩序のある避難所生活環境の構築について、市と市民で連携して検討を進めます。

● 阪本真由美氏（名古屋大学減災連携研究センター 特任准教授）

＜東南海地震・三河地震を忘れない。被害を繰り返さないための減災計画＞

碧南市は、1944年12月7日東南海地震、1945年1月13日三河地震と、相次ぐ地震により深刻な被害を受けました。当時、碧南市にお住まいで、この二つの地震を体験した人の手記には、東南海地震で住まいを失い、余震が揺れ続く中で元旦を迎え、ようやく借りの住まいを得た1945年1月13日深夜に大きな地震で再び被害を受けた様子が克明に記されています。



「屋外は真っ暗闇。手探りをする思いで、親子呼び合いながら庭にはいでした。今でもこの耳に焼きついている不気味な音。倒壊する家の電線の切れる青白い光。あちらにもこちらにも、稲妻のごとく光狂う」「この三河地震では、余震が何十回、いや何百回と数分おきにおしよせてきた」度重なる余震に怯え、家の中ですごすこともできず、松の木の根元に、家の代わりに、唐紙・障子を乗せ、その中で過ごした。（榊原健三「地震体験記」当時の住まい：碧海郡大浜町塩取場 西尾市編「東南海地震・三河地震体験談集-大地震に備えて」1977年より）

三河地震では、東南海地震で被害を受けていた数多くの建物が被害を受け倒壊し、地震による愛知県内の死者は2,252名にのぼりました。戦時中の地震であり、復旧も困難でした。油ヶ淵の横の応仁寺の境内にあった碧海郡明治村第二国民学校（現碧南市西端小学校）では、校舎が二棟のうち西校舎が地震により倒壊し、倒壊した校舎の残材を売却して復旧したという様子が記されています。

南海トラフ巨大地震の被害想定においても最大震度7、津波高4m（内閣府による）、1,200名（※理論上最大）というように碧南市は、愛知県内の他の市町村と比べても大変深刻な数値が出されています。ただし、この数字は防災対策を進めることにより減らすことができます。この100年間で二度も大きな地震に直面してきたという事実と向かい合い、その被災経験を忘れずに、同じ被害を決して繰り返さないという強い信念を持った、実効性が高い防災対策の推進を期待しています。

2-3) 保健・看護・福祉等のケア機能を確保する

高齢者や乳幼児、障害者並びに病気で治療中の方などは、地震発生直後の不自由な生活環境によって、心身の負担が大きく、体調を崩したりすることが懸念されます。

要配慮者が日頃から集まる福祉避難所となり得る社会福祉施設や幼稚園・保育園等の施設では、耐震化・備蓄の強化が特に必要です。同時に、施設が危険になった場合に、安全な場所へ移動できるよう、平常時から周辺地域とのコミュニケーションを図り、可能であれば移動の支援協力や訓練等について、検討しておくことが望まれます。

要配慮者と生活している家族は、積極的に地域の防災訓練やイベント等に参加し、要配慮者の存在自体を知ってもらうことも有効です。

また、通常の避難所の避難者や、自宅で生活している被災者も、同様に心身に負担がかかっていることも予想されます。保健師、看護師、介護士等の資格を持っている市民等が、一時的に避難所等で支援活動に協力してもらえらる仕組みづくりが必要です。

平常時から、こうした保健・看護・介護・福祉等のケア活動を行っている市民団体等は、災害時にもケア対応を継続できるよう、検討・準備が望まれます。

碧南市の取組

- 福祉避難所となり得る社会福祉施設や日頃から要配慮者が集まる施設等の耐震化・備蓄強化を促進します。
- アレルギー対応など特殊な食料の備蓄について検討し、関連する組織や施設等と情報共有を進めます。
- 避難行動要支援者に対応できる人材育成を進めるとともに、専門知識を持つボランティア、団体等との連携を促進します。
- 衛生用品、医薬品、資機材等の備蓄及び調達体制の確保を進めます。
- 避難行動要支援者やその支援者に、自ら必要な対策を実施してもらえるよう、耐震化・家具転倒防止に関する情報提供や、地域とのコミュニケーションの場の確保等を進めます。
- 事業所等の自衛消防隊が、周辺地域の避難誘導に協力する等、多様な主体の連携体制の構築を支援します。

※「要配慮者」…高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人

※「避難行動要支援者」…「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人

2-4) 病院等における医療・看護の機能を確保する

日常的に治療が必要な人や地震による負傷者が、市内で多数発生し、平常時の市内の病院機能では、限界となることが懸念されます。

市民病院だけでなく、市内で開業する医療関係者は、市民病院や救護所、DMAT*との連携による医療・看護活動に取り組むことが望まれます。

また、多数の医薬品が必要となることも予想されることから、医薬品調達・輸送について、医薬品業者と実効性のある体制を確保しておくことが必要です。

*Disaster Medical Assistance Team (災害医療派遣チーム) の略で、災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。

碧南市の取組

- 市民病院の機能を継続するため、電源・燃料・酸素・上水等の確保・優先供給体制について、検討を進めます。
- 民間病院や薬局に対し、耐震化や非常用発電機の整備等、災害時の機能確保の重要性について周知します。
- DMAT及び市外の医療機関、その他の市町村等の医療・看護関係の職員等の応援受け入れ、連携体制を確保します。

2-5) 災害関連死を防止する体制を確保する

避難所等における不自由な生活が継続した結果、生活不活発病やエコノミークラス症候群等、体調が悪化し、適切に対応されなかった結果、命を落とす(災害関連死)ことが懸念されます。

自宅等で生活できないことが、心身の大きな負担となることから、自宅の耐震化及び最低限の備蓄が必要です。

また、もともと自宅等で療養中の場合や、透析等で治療が必要な場合は、道路や交通機関の回復とともに、できるだけ自ら治療可能な場所に移動できるよう、準備しておくことが望まれます。

それでも避難所等で生活せざるを得ない場合に備え、車中泊によるエコノミークラス症候群など、災害関連死に至る可能性について事前に知識や予防方法などを習得し、注意しておくことが望まれます。

碧南市の取組

- 自宅の耐震化等により、避難所生活を送らずに済むことが理想的であることを市民に意識啓発します。
- 治療中の患者等に対し、自ら命を守るための移動手段、移動先の確保を呼びかけるとともに、これらの患者等を安全に搬送する体制づくりを検討します。
- 災害関連死を未然に防止するため、避難所等の巡回等の体制を、医療・看護関係者と連携して確保します。

2-6) 被災者の心身のケアのための体制を確保する

地震災害の体験は、強い精神的ストレスとなって、その後の心身に悪影響を与えることが過去の災害から知られています。

避難所や学校等において、カウンセラー（スクールカウンセラー）などの専門家の協力を得て、心身のケア活動を行う体制作りが必要です。

また、災害対応の最前線で活動する市や防災関係機関の職員は、強い精神的ストレスにさらされているほか、十分な休養が取れない等、体調面でも大きな負担を抱える可能性があります。

こうした職場における心身のケアについても、専門家の協力を得て、対応を検討するとともに、対応する職員一人ひとりが意識することが求められます。

碧南市の取組

- 心身のケアに関する必要性を、市民や事業者に周知し、自ら対応することを促します。
- 被災者が自力で行えるストレス対処法について啓発します。
- 行政担当者や防災関係機関・ボランティア等、被災者の応急対応にあたる人々に対する、被災者の精神的な不安定状態に関する留意事項を周知します。
- 臨床心理士や精神保健福祉士等、被災者の心のケアに関わる専門家団体等との事前協定について、協議を進めます。

●加藤丈博氏（（一社）碧南市医師会 会長）

＜災害に強い体質最善に！＞

三師会を代表して、今後の碧南市の防災対策について申し上げます。今回は、愛知県の被害予測調査のデータを活用するなど科学的な見地から各種防災計画を改訂するもので、例えば、外科的な処置を施したようなものであると思います。完治にはその後の経過観察はもとより、自分自身の自覚が重要であります。



また、生涯を健康に過ごす健康寿命の延伸を図るためには、日常の生活習慣から改善することが必要です。この計画についても、その後の経過観察や自分自身の自覚はもとより、生活習慣としての継続的な取組みこそが碧南市の健康寿命の延伸、つまり災害に強い体質をつくることになると考えます。平成27年7月に西三河南部西の4医師会と5か所の総合病院で、「大規模災害時の医療体制及び地域連携について」の覚書を締結しました。今後、碧南市の三師会としても防災対策について、市民と連携して積極的に取り組んでまいります。

(3) 発災から一週間程度が経過した後の、自宅や仮住まいでの生活再開及び就労環境・経済産業活動の維持のための対策

3-1) 市民の住まい、一時的な生活資金及び雇用・収入を円滑に確保する

地震によって建物が居住可能かを調べる応急危険度判定や、被害を受けた建物の被害程度を調べる被害認定調査が行われます。余震によって建物が倒壊した場合に被害を受けることを防ぐほか、見舞金や義援金等の配布、仮設住宅への入居条件など、その後の住まいの確保にとって重要な調査なので、できるだけ早期に実施できるよう、調査が可能な人員の確保や、調査に必要な資機材をあらかじめ確保する等の事前準備が必要です。

また、仮設住宅の確保のために、建設の手順や建設候補地の事前把握、公営住宅や民間賃貸住宅の空き状況を素早く把握するための取組も必要です。

自力で自宅を確保する被災者を支援するためにも、生活再建支援金の配分や、収入を確保するための雇用対策などについても、事前の検討が望まれます。

碧南市の取組

- 被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士を市内や市内の関係業者に対し、講習の受講を促進する等、養成に努めます。
- 判定士が不足した場合等も想定した、調査実施体制について、近隣市町との連携も考慮したマニュアルを整備し、訓練等を行います。
- 応急危険度判定や罹災証明書に係る被害認定調査の実施体制の確立及び罹災証明書の迅速な発行に向け、必要な被害調査用機器類の整備を進めます。
- 一時的な住まいの確保のため、県及び民間不動産事業者等と、公営住宅・民間賃貸住宅の空き状況の把握・調整に必要な体制の構築を進めます。
(市内公共賃貸住宅の空家戸数台帳の作成・更新及び電子データのバックアップ)
- 応急仮設住宅建設・管理マニュアルの整備や建設候補地台帳の整備・更新を行います。
- 民間賃貸住宅の借上げによる仮設住宅の提供について、必要な手続きや体制を検討します。
- 公営住宅の建設に係る手順や体制について、過去の災害事例等から整理します。
- 生活再建支援金の配分体制の確保について、愛知県の研修への出席や、義援金配分に関する基準を内部で検討する等、体制を検討します。

3-2) 被災者の生活ニーズを把握・支援する

被災後の日常生活に必要な市民向けの情報について、できるだけ市民が相談しやすいような体制が必要です。市等の相談窓口のほか、なかなか相談に来られないケースも想定し、きめ細かく生活ニーズを情報収集する体制も必要です。

また、市のほか、地域に関わる多様な主体が連携し、多様なツールを用いて情報収集・情報提供を行うことで、こうした生活ニーズをきめ細かく把握し、本当に支援が必要な人に対して支援が行き届くよう、活動できる体制が必要です。

碧南市の取組

- 市民にとってわかりやすい、一元化された情報伝達・広報・広聴体制について検討します。
- 自宅や自宅以外の仮設住宅やみなし仮設等に対し、生活ニーズを調査したり、コミュニティづくりをするための支援の実施体制を、地域の主体と連携して構築します。
- 市民の生活支援サービスについて、SNSから手書き（かわら版）まで、多様な情報提供手段を用いて広報する体制を構築します。

3-3) ライフライン・インフラ機能を確保する

ライフラインや道路等のインフラは、日常生活の回復にとって不可欠です。

被害を受ける可能性がある施設・設備については、耐震化を進めることが必要です。また、既に対策を行ったものについても、引き続き点検等を行い、安全性を確認する必要があります。

また、これらのライフライン・インフラ機能の確保にあたっては、復旧に係る工事やメンテナンスのための事業者が、災害時でも活動可能であることが求められます。

碧南市の取組

- 緊急輸送道路等の重要な道路の沿道において、倒壊によって通行の妨げとなり得る建築物を調査し、耐震化を促進します。
- 橋梁の点検等を継続的に行います。
- 上水道について、災害時行動マニュアルの充実、日本水道協会からの受援計画の策定、配水池・幹線配水管の耐震化等、供給を維持するための対策を実施します。
- 下水道及び排水ポンプ施設について、耐震化を図るとともに、被害が発生した場合の応急復旧について、メンテナンス業者に確実な対応を要請したり、下水道BCPに基づき訓練を実施する等を通じて、実効性の向上を図ります。
- 仮設トイレを確保するために、調達プロセス・設置場所について、関係する事業者、関係機関とも事前確認を進めます。

3-4) 交通・物流機能を維持する

碧南市は、水に囲まれているため、市外との交通網を早期に確保することは、日常生活の回復のためにも重要です。

市外とのアクセスを確保する緊急輸送道路の液状化対策等、災害に強い道路網の確保が望まれます。

また、市内の重要な道路について、効率的な確保に向けた事前準備を行うとともに、それらの道路を通して被災者の移動や物資等の輸送を行うための車両を確保する必要があります。

過去の災害では、被災地内での道路渋滞が大きな課題となったため、自家用車による移動は避ける等の意識を一人ひとりが持つことにより、渋滞の発生を抑えることが望まれます。

碧南市の取組

- 緊急輸送道路である衣浦豊田道路の4車線化について、国に対して継続的に要望していきます。
- 緊急輸送道路の近隣市と繋がっていない区間の設定について、国、県、近隣市に対して継続的に要望していきます。
- 道路等の機能維持について、応急復旧マニュアル、啓開に係る土木業者との啓開場所のマッチング、一時的な機能維持に必要な土の確保を進めるとともに、市と事業者で連携し、訓練等による実効性向上を図ります。
- 緊急通行車両の標章交付について、物資輸送、医療等、必要性の高い事業者に直ちに交付できるよう、事前の調整を検討します。
- 災害時の渋滞を防ぐため、不要不急の自家用車での移動は控えるよう、市民向けの啓発活動を行います。

3-5) 公共的なサービスの再開を支援する

日常生活を回復するにあたり、公共交通や廃棄物処理・し尿処理等の機能も必要となってきます。これらの再開のためには、円滑な燃料供給が必要です。また、廃棄物処理・し尿処理施設は災害対応にも使われることから、サービス再開について、各施設の管理者とも事前確認を進めておくことで、早期の機能確保が期待できます。

碧南市の取組

- ガソリンスタンドにおいては、非常用発電機の確保や電気を必要としない給油設備の確保等の対策を推進するよう啓発活動を行います。
- 災害時も廃棄物処理、し尿処理や、火葬の実施を継続するため、クリーンセンター衣浦、衣浦斎園の各関係者と対応を検討し、訓練等により実効性の向上を図ります。

3-6) 安全・安心な生活環境を確保する

避難者が多く発生し、居住者が少なくなった地域や、停電によって夜間の照明が失われた地域等では、窃盗等の被害が懸念されます。

注意を促すための情報提供を行う必要があります。

また、市民やボランティア、警察等が協力して、地域の安全・安心を確保するための夜間パトロールを行うことも望まれます。

碧南市の取組

- へきなん防災メール、各課が配信しているメールサービス及びSNSを活用し、地域の災害情報を提供する体制を構築します。
- 自主防犯パトロール団体等に対する、災害時のボランティアとの連携による人員の確保等の支援を行います。

3-7) 事業者の事業再開を支援する

事業者の事業再開にあたり、当面の運転資金がなかったり、生産活動に必要な物資が確保困難である等により、事業が進められなくなる可能性があります。

実際の災害時に備えて、どのような財政面、その他の面での支援策が考えられるか、過去の災害事例も含めて、事前に整理しておく等、準備しておく必要があります。

事業再開に係る支援は、国からも財政的な補助等が予想されますので、関係機関を含めた事前検討を行うことも望まれます。

碧南市の取組

- 被災した事業者が事業を再開、継続するために必要な情報提供等の支援を行います。

(4) 事前に地域の対応力・回復力を強化するための対策

4-1) 地域の防災力を向上させる

災害時に、要救助者を助けたり、きめ細かい支援活動を行ったりする一番の担い手は、地域住民のコミュニティと言われています。そのため、平常時から地域で顔見知りになっておく等、コミュニティ力を向上させることが、そのまま災害時の防災力につながります。

地域のコミュニティ活動については、防災の取組のほか、多様な活動について、育む必要があります。その対象は、住民だけでなく職場や学校、様々な市民活動組織等、多様な主体に広げていくことで、より効果が期待できます。次世代を担う子どもや若者にも、防災教育を通して、家庭や地域の防災の担い手として育成する必要があります。

碧南市の取組

- 自主防災会等の防災コミュニティについて、形成促進に係る啓発活動、地域の連絡委員への情報提供を行います。
- 地域の防災・減災について、中心的に活動する人材の発掘を図ります。
- ボランティア団体に対し、防災に関する研修への出席の呼びかけや、子育て・移動支援など、災害時に活用できるスキルを有する団体への協力要請、また、市内外のボランティア団体同士の交流会の実施等、情報交換の機会を設けます。
- 自ら考え正しく行動できる児童・生徒の育成のために、被災地の実態や事例紹介など、わかりやすい防災教育の内容について、具体的な情報を整理し、庁内や関係機関と共有します。
- 保護者会や児童クラブ、園長会や校長会、地区懇談会、自主防災会の集まりなど、多様な主体に対して、庁内の担当課が連携し、防災・減災に関する啓発活動を充実させます。
- 消防団活動の充実・強化を図ります。

●長田康弘氏（碧南市消防団 団長）

碧南市消防団として各関係機関の皆様と地震対策減災の為にできることを追求するとともに、コミュニケーションを図りながらできることを訓練していきたいと思います。そのためにも自分の身は自分で守れるよう努めていきたいと思います。

今回の碧南市地震対策減災計画が、市民の方の安心感と身を守るための行動に移せれば幸いです。

(消防団の活動写真)



●安面光敏氏（市民分科会 新川地区）

国内では頻繁に大きな震災被害が発生しています。碧南市近郊でもずいぶん前から東南海地震等が懸念されています。地震を含む災害は、行政の作成した防災計画を踏まえ各地域、各自が対策を講ずることが第一である事を認識しました。

●鈴木達夫氏（市民分科会 中央地区）

減災対策を「わがこと」に、「防災・減災の日常化」の意識が根付くように、水や食料の準備、家具の固定、避難経路の確認等の呼びかけ、確認をお隣さん、町内会へと広めていきたいと思っています。

●金原徳孝氏（市民分科会 棚尾地区）

棚尾地区防災訓練参加者は、棚尾地区町内会世帯（住民全体の約7割）の約1割にも満たない現状を踏まえ、住民全体としての防災意識が乏しいかと感じます。減災には町内会世帯の増加・防災訓練参加者の増加を目標に、防災への関心を持つ住民を増やす事が必要と考えます。

（地区の活動写真）



●生田郁夫氏（市民分科会 大浜地区）

災害時に最優先で守らなければならない物、それはもちろん尊い人命です。そして災害発生時には、誰も助けてくれません。いや、助けられないのです。避難するのも、身を守るのも自力です。まず身の周りのできる事から…それが減災の第一歩です。

●高山正法氏（市民分科会 旭地区）

新しい地震に対する国の被害想定が示される中、減災に向けた市民分科会の委員として活動してきました。今年度中にハザードマップ等必要な資料も完成するため、今後これらを活用して地区の減災に努めてまいります。

●土井悠次氏（市民分科会 西端地区）

西端区自主防災会では、町内会長（区長・自主防災会長）と町内会長OB及び防災ボランティアにて構成される組織にて活動しております。活動の「見える化」と称して、区事務所の壁に年間活動計画や防災マップなどの防災活動グッズを掲示して、活動のわかりやすさと継続性をねらって活動しています。今回策定された減災計画は、期待される町内会レベルの活動（自助・共助）が明確に表現されています。今後、西端区の減災活動計画に反映して活用して行きます。

（地区の活動写真）



4-2) 自治体間連携・関係機関・ボランティアとの応援連携活動を向上させる

災害からの復旧・復興過程において、市内外から多くの応援が得られることが想定されます。

これらの応援を、本当に支援が必要な市民につなげるために、受け入れの体制を事前に整えておく必要があります。

碧南市の取組

- ボランティアに対する受援計画の策定や調整等を行います。
- 社会福祉協議会等と連携したボランティアセンターの設置・運営について、訓練等を通じ、実効性の向上を図ります。

●石川 克則氏（あいち中央農業協同組合 代表理事組合長）

近い将来に発生が懸念される「南海トラフ地震」の災害被害を未然に防ぎ、被害を軽減する為には、「防災」は欠かすことのできない取組みです。いざ災害が発生した場合にどのように行動すべきかが必要となり、そこには自助、共助及び公助の重要性はいまさら言うまでもありません。



しかしながらこれまでは、各地域の主体者が行政機関と連携がなされないうまま活動している場合も多く、地域連携の機会そのものが不足していて単体としては活動していてもその面的な効果は少なかったと感じます。それぞれが独立するのではなく、コラボして働き合う関係性が必要だと考えます。当JAとしては、組合員・地域住民の「暮らしを守る」ため、災害時には「スピードある対応」を目指し、産官民連携を図り震災・津波対策に取り組みたいと思います。

そして、この「地震対策減災計画」が市民の日常生活及び産業の継続力と回復力を高める災害には負けないものであることを期待します。

4-3) 産官学民連携により防災力を向上させる

災害に備えるために、様々な現場の意見を取り入れるとともに、最新の知見・技術を活用することで、地域の防災力はより高まることが期待されます。

これまで継続してきた産官学民の連携した検討を継続するとともに、周辺市町とも連携した広域的な対応力の向上を図ることが望まれます。

碧南市の取組

- 大学・研究機関と連携し、市の防災体制の強化について、助言や技術開発等を進めます。
- 市民生活、産業維持に係る産官学民連携による検討を継続実施します。
- 市内の産業界や、西三河の各市町、国や県の機関とも連携し、広域的な枠組みによる相互応援体制について、実効性の向上を図ります。

●新井 伸夫氏（名古屋大学減災連携研究センター 特任教授）

大地震は、必ずやってきます。地震は、そこに誰がどんなふうに住らしていようとお構いなしで、お年寄りにも子供にも同じように、何の区別をすることもなく襲いかかります。街並みに対しても、『ここは、少し加減してやろう』と考えてくれなどはせず、容赦なく猛威を振るいます。



ですから、弱いところ、弱いもの、弱いひとは、ひとたび大地震に見舞われると、苛烈な状況におかれることになるわけです。そんな事象（地震）が（いつかは分からないまでも）必ず襲来するわけですから、備えないわけにはいきません。

災害への備えは、病気への対応と同じように、予防が大切だと言われています。免疫力を高めるよう食生活に気をくばり、適度な運動を心がけ体調管理に留意して生活していれば、たとえ病気にかかったとしてもその程度は軽くすみ、治療も早くすむでしょう。その方が、病気にかかってからそれを治そうとするよりも、より快適な人生を送れるように思います。震災についても、被害を軽くするように備えておけば、治療（復旧）を短期間で終え、早く日常を取り戻すことができるでしょう。加えて、治療中に相当するライフラインが途絶した際の生活の準備をしておけば、震災後の生活に対する不安を減じることは可能です。

今回の地震対策減災計画策定にあたっては、行政だけでなく、市民のみなさん、地域の経済を支える産業界の方々にもご参加いただき、碧南市としての備えの充実について議論してきました。具体的な備えについては、ようやく一歩踏み出したところもあれば、これからさらに議論が必要などころもあると思います。ですが、幸いにもまだ地震はやってきていません。だからこそ、この猶予期間を利用して（とは言ってもどれくらいの猶予があるのかは分かりませんが）、備えを充実させていくことが肝心です。十分ではないところは最低限必要などころまで、それなりの整備ができたところも、それに満足せず、さらにその上のレベルを目指して。社会の変化によって備えの内容、レベルを変える必要が出てくるところもあるでしょう。碧南市のみなさんが、絶えざる震災への取り組みを産官民の協力のもとで実践していかれることを期待しています。

4-4) 円滑な復興に向けた準備を進める

甚大な被害を受けた場合の復興に向けた取組は、様々な権利問題や、安全な市街地づくりに必要なインフラ等の確保などが関係し、長期間に及ぶとともに、調整が困難になって進展が遅れることが懸念されます。

事前に復興について地域で話し合いを進め、少しでも被害を軽減するためのまちづくりを進める等、協働での取組が進むことで、被災後の円滑な復興につながることを期待されます。

既に防災まちづくりが進められている地区で、事前復興の要素を取り入れた体験を、市民と協働で行うことが望まれます。

また、権利関係を事前に明確にしておくことは、円滑な復興につながるもので、地籍調査を推進する必要があります。

碧南市の取組

- 棚尾地区において、防災まちづくりモデル検討事業を進めます。
- 事前復興まちづくり模擬訓練の実施、震災復興都市計画の検討を進めます。
- 地籍整備につながる、官民境界基本調査の推進、手法等について、検討を進めます。

● 神山 光弘氏（中部地方整備局 都市整備課長）

今回策定された「碧南市地震対策減災計画」は、基礎自治体として、被災後～1ヶ月後まで毎の被害想定を記載した上で、行政のみならず住民やあらゆる分野の企業を巻き込んだ取組内容が具体的にまとめられ、大変参考となる計画であると思います。万一地震災害が発生した場合市役所内の各部局の任務と役割が整理されることにより、市の全課をあげて取り組んでいくことができていくと思います。



中部地方整備局では「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」を作成しており、短期施策と共に50年先の街をイメージした長期施策の視点もあげておりますので、参考にさせていただけたらと思います。

碧南市には、多くの企業が沿岸部に立地しており、被災からの一日も早い事業再開が望まれます。「自助」「共助」「公助」の取組により、防災対策の取組みが当たり前のものとなる「防災の日常化」を目指し、市をあげて取り組み続けられることを期待しています。

(5) 事前に産業界を災害に強くするための対策

5-1) 個々の事業所の意識を向上させる

災害時に備え、個々の事業所は事業を継続するために必要な対策を講じる必要があります。製造業だけではなく、農業・漁業においても、業界団体と連携して、事業継続のあり方を考えておくことが必要です。

また、地域や関係事業者同士で、事業継続対策の進め方について話し合いや協力する等の取組も有効です。

危険物や可燃物の管理者は、タンクの耐震化、液状化対策、転倒防止策等を、関係機関や業界団体等と連携し実施する必要があります。

そのほか、津波浸水からの排水機能の確保や、停電時に備えた非常用発電機や太陽光発電等の電源確保、什器や設備固定の促進等の対策が求められます。

各事業所が所有する取り付け道路等、私有インフラについては、各事業所で強化を図るとともに、市や周辺事業者、道路工事業者等と連携して応急復旧を図るための方法等、事前に検討を進めます。

碧南市の取組

- 個社及び地域連携によるBCPの策定を促進します。
- 農業・漁業経営者に対し、事業継続について啓発します。
- 各課が通常業務で関係する事業所等に対し、什器の固定等と呼びかけます。
- 各事業所の取り付け道路等、私有インフラの自主再建に向けた検討（法的な要確認事項の共有）を行います。
- 産業防災に係る情報提供（パンフレット配布等）を行い、その後、実施状況を確認する等のアフターフォロー及び周知徹底を図ります。

●新川幸嗣氏（中部経済産業局 地域経済部 地域振興課長）

中部地域は我が国の1割経済圏と言われますが、製造品出荷額は2割を超え「ものづくりの中心」となっています。この地域のものづくりを守る、維持する、発展させるため、中部経済産業局では、平成23年度から「災害に強いものづくり中部」を目指し、地域・業界等のグループ単位の活動で事業継続力を強化する「地域連携BCP（事業継続計画）」を推進しています。



企業が立地している県や自治体においても、地域の産業であるものづくりを守ることは、雇用とともに地域経済の発展にも繋がる取組になります。しかし、多くの自治体の防災計画を見てみると産業防災まで踏み込んでいない実態となっています。

そのような中、碧南市では産業界が中心となる部会まで設置して総合的な「地震対策減災計画」を検討しており、このような先進的な取組が管内の各自治体に波及することで、中部地域全体の減災力が向上することに強く期待しております。

5-2) 地域で連携して産業基盤・インフラを強化する

地域全体で事業継続に必要な道路や港湾等のインフラを確保することで、事業継続をより円滑に実践することが期待できます。

地域や関係業界で連携して確保することが必要な防災課題について、事業者同士で検討・改善を図ることが必要です。

また、連携して検討する中で、個別に所有する岸壁等、地域の災害対策・事業継続に活用することが望ましいインフラについて、協力を求めていくことが望まれます。

また、事業所も地域の防災主体の一員であり、自衛消防隊と自主防災組織の連携、店舗等からの商品の供出、施設内の空間や一部敷地の災害時利用など地域防災活動に対する事業所の協力が進むことが望まれます。

碧南市の取組

- 地域の防災課題の検討・改善に係る場を設置します。
- 企業の産業活動を維持するインフラのうち、特に重要なものの復旧について、事前検討を進めます。
- 道路を連携して復旧するための体制確保（応急復旧マニュアル、事業者のマッチング、訓練）を進めます。
- 施設、建物更新時の液状化対策を啓発します。

● 恩田 充氏

(中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課長)

碧南市は衣浦港に隣接しており、沿岸域にはモノづくり産業やそれらを支える企業が集積しています。そのため、住民の生命・財産を守ることは当然のことながら、企業活動も支えていかなければなりません。

港湾は、被災直後における緊急物資輸送や企業活動再開に向けた物資輸送のための重要な役割を担っています。

中部地方整備局では、伊勢湾内の港湾へ通じる航路を啓開する伊勢湾港湾機能継続計画（伊勢湾・三河湾）を、また、港湾管理者において衣浦港港湾機能継続計画を策定し、災害時の輸送確保に取り組んでいます。

また、内陸部では道路の寸断や浸水被害が想定され、物資輸送が停滞します。

そのため、災害時の復旧・復興には、緊急物資や資機材の輸送が重要であり、港湾と背後地が連携した輸送体制の確保が重要であり、港湾としても実効性の高い計画を目指して取り組んでいきます。



● 石川武範氏（大濱漁業協同組合 組合長）

震災が起きた場合、行政に任せるだけでなく、市民・産業界も協力していかなければなりません。

漁協として何ができるか考えると、通信手段が断れたとき、漁業用無線による自治体等との連絡手段を確保できれば、災害対策が確立され、人命・財産の保全に非常に有効だと思います。沿岸道路や橋梁などの被害状況、救援物資の要請などの情報発信や情報共有も可能となります。

また、陸路での救援物資搬送が困難な時、被害を回避できた漁船による救援物資の海上搬送が可能であれば、地域へ大きな貢献ができると考えます。

自治体、各漁船及び漁協、その他企業、地域の相互の連携がとても大切で、それが迅速な対応を可能にすると考えます。この「碧南市地震対策震災計画」を策定するだけでなく、この計画をよく周知し、訓練をして産官学民連携による減災取組がスムーズな初期行動に繋がることを期待します。



5-3) 被災後の早期事業再開を支援する

被災後の早期事業再開にあたり、土地や建物の確保が困難な事業者向けに、仮設の事業所の確保による効果が期待されます。

また、事業所を自ら再建する場合の方策を支援することで、少しでも早期の事業再開につながることを期待されます。

事業所が再開可能となった場合でも、物流が確保できなければ収益につながらないため、産官学民で連携した早期の物流機能の確保策が必要です。

また、事業者自らが取組む、事業継続に必要な道路等のインフラ復旧について、課題の洗い出し等を行い、実現に向けた検討を行う必要があります。

碧南市の取組

- 被災地の事業者を優先的に契約する仕組みについて、発災時の緊急契約の必要な手続き方法を事前に確認する等、実現性を検討します。

● 平岩統一郎氏（碧南商工会議所 前会頭・相談役）

碧南商工会議所は、企業の発展と地域の振興のため、日頃から政策提言活動を始めとする幅広い活動を行っています。特に東日本大震災以降は、南海トラフ地震・津波の被害想定や対策について、市内企業及びその取引先の関心が高まり、防災は重要な活動テーマの一つとなっています。



碧南市内には臨海工業地帯を中心に規模・業種とも多様な企業が存在します。防災や災害時の対応は、各社単独では限界があり、とりわけ大規模災害の対策においては、他の企業や行政等との連携が不可欠です。

こうした中、今回の減災計画策定は、産業界を災害に強くすることに着目し、様々な課題を具体化したことによって、市の災害対応力強化はもとより、各関係者間の連携を促進し、また、企業が自ら防災・減災対策を進めるきっかけともなるものと期待しています。

●中西勝則氏（アイシン精機株式会社 衣浦工場 工場長）

平素は弊社の生産活動に対し、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

弊社は、災害発生時の被害を減らす為、建物、設備の耐震化を、継続的に進めております。出勤時、就業中、休日等、大地震が発生した場合、あわてずに行動する様、従業員に伝えると共に、避難訓練、安否確認等、実施しております。防災意識の向上には、日頃の訓練が大切ですので、今後も引き続き実施して参ります。

ライフライン・インフラ機能の確保、交通・物流機能の維持、情報収集の提供等、災害発生時の活動を支える準備、機能を維持する取組、また早期事業再開への取組について、公助のご指導・仕組みづくりを、地域連携での共助も含め、よろしくお願い致します。



5-4) 災害情報の収集及び共有を進める

市内の被害状況等について、市が収集する情報だけでなく、市民や産業界も連携し、幅広く収集することで、より多くの情報が集まり、正確な判断や効率的な災害対応につながることを期待されます。

そのためには、市と市民、産業界で連携した情報収集のための共有ツールを確保するための取組が必要です。ツールを用いて、実際に情報収集・伝達に係る訓練を行うことも望まれます。

碧南市の取組

- 市や市内の事業者が、災害時に道路の被害・復旧状況収集、物流ルートに関する情報提供を相互に行うために必要な手段や体制について、検討を進めます。
- 市側で集約した情報について、市民・企業に発信するための体制やツールについて、企業等との連携体制の確保、市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、報道機関及びケーブルテレビKATCHやPitch FMと連携する等により確保します。
- 市及び産業界で連携した情報収集・発信（共有）訓練を実施します。

● 廣井 悠氏（東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 准教授）

まちを災害からまもるための取りくみは、一般に都市防災あるいは防災まちづくりと呼ばれ、古来より様々な対策がなされてきました。特に伊勢湾台風、阪神・淡路大震災、東日本大震災とわが国が経験したこれまでの大災害は防災政策の転換点ともなり、現在内閣府では「防災4.0」を掲げるなど、新規かつ多様な防災計画が今後ますます必要とされています。



ところで、この都市防災・防災まちづくりを考えるうえで、阪神・淡路大震災と東日本大震災が与えたインパクトは非常に大きいものでした。というのも、阪神・淡路大震災以前は、都市を安全にするための対策は公が大きな役割を占めていたといっても過言ではない状況でした。もちろん仮想とする「敵」そのものは、平常時の大火（江戸時代）、空襲（戦前・戦中）、地震火災（戦後）あるいは河川の氾濫など時代や地域によって様々でした。しかしながら、対策のメニューは広域避難場所の整備、不燃の橋梁、広幅員道路を軸とした路線防火、河川改修など、公が事業化してまちを安全にする取り組みが都市防災の主役であったわけです。

しかし、阪神・淡路大震災以降に最重要視されるようになった住宅の耐震性向上、東日本大震災以降に繰り返し議論されるようになった想定外の災害からの避難行動や帰宅困難者対策など、都市防災における近年の重要な論点は、どれも公助のみでは解決のできない課題ばかりです。事実、喫緊の対策課題とされる密集市街地の改善メニューを列举してみても、従来の道路整備、面的事業（区画整理・再開発など）に加え、住宅の建替えに対する支援制度、形態規制緩和による建替え促進、街並み誘導型地区計画、建ぺい率特例許可、接道規定緩和・免除、耐震改修に対する支援制度など、建て替えや耐震化など住民の自助行動を支援する制度が数多く準備されています。現代社会が直面している少子高齢化・人口減少といった時代の潮流のなかで、これまで市街地の安全性向上に寄与した区画整理や再開発、あるいはハード整備や容積率の緩和が従来ほどに歓迎されるものではなくなってきたことも考えると、単調な経済成長を前提とした計画論や公助による市街地整備のみでは今日的課題を解決することは困難と言わざるを得ないでしょう。

このような状況を鑑みると、今後ますます住民や企業の方々が主役となった取り組みが必要とされることは間違いありません。そういった意味では、地域や産業が正しくリスクを認識し、地域特性に配慮して優先順位の高い順に問題を解決する姿勢を持つことが、安全なまちをつくるための第一歩といっても過言ではないでしょう。しかしここで誤解していけないことが一つあります。住民や企業の自助対策が重要だからといって、行政が何もしなくてよいわけでは決してない、ということです。むしろ行政の立場で考えると、住民や企業の方々が効果的な減災行動を行えるよう、徹底的に支援する政策・計画のありかたが、よりいっそう求められているとも言えます。南海トラフ巨大地震のような大規模災害に対して、我々が個別にできることは限られています。だからこそ、碧南市地震対策減災計画が「それぞれができることをやる」だけの従来型の地域防災から、自助・共助・公助が相互にサポートしあう理想の形へと、脱却するきっかけとなることを期待します。

(6) 市民生活を支える市役所機能の確保対策

6-1) 行政機能を継続する

災害時に、市役所が被災したり、電源が失われる等、行政機能が失われると、災害対応業務はもちろんのこと、通常の行政サービスの実施にも支障が生じます。

災害対応業務と市民生活に必要な通常業務を円滑に実施するために、市は、以下のような業務継続活動に取り組む必要があります。

碧南市の取組

- 被災地で学習してきた経験を庁内で共有するための記録及び場づくりに取り組みます。
- 非常用発電設備の機能強化、設置場所の移動について検討します。
- 災害時における燃料の確保（車両のガソリン確保含む）について緊急契約手続き等の事前確認に取り組みます。
- 市庁舎地下の機能確保（停電時のシャッター開閉操作、浸水防止扉配備）について検討します。
- 行政機能の維持に係る資源について、碧南市業務継続計画（BCP）と連動した整備・確保します。
- 各課における平常時業務の継続及び復帰について検討します。
- 次世代型災害情報共有システムを整備します。
- 市役所内データ・サーバのバックアップ確保、再起動に係る体制の確認に取り組みます
- 職員用備蓄を整備します。
- 実践的な防災訓練に取り組みます。
- 市役所職員の継続的な人材育成、市役所職員を補完する人材（OB等）を確保します。

6-2) 遺体に対応する

碧南市の取組

- 遺体対応マニュアルを作成します。
- 衣浦斎園の災害時運用方法について各関係者と確認・訓練等を実施することにより実効性の向上に取り組みます。
- 火葬の実施体制の確保のため、火葬許可証をいかにスムーズに発行するか法務局との事前協議の必要性などについて検討します。
- 検視・身元確認に必要な資機材等の情報収集・整備及び訓練等に取り組みます。

6-3) 円滑で的確な市民の安否確認を実現する

碧南市の取組

- 避難者情報の収集について訓練を継続して実施します（無線の周波数の不足による混信、開設員の習熟不足等の課題を整理するとともに有効な対策を検討）。
- 地域の連絡委員に、地域の安否確認について引き続き周知します。
- 多様な避難者に対する情報把握・提供方策を検討します。
- 身元確認対応について検討します。

6-4) 関係機関との応援連携活動を向上させる

碧南市の取組

- 受援計画を策定します。
- 他市町との相互応援協定に基づく実効性の検証や追加締結に取り組めます。
- オープンスペース等、応援活動を受け入れる場合に必要な防災拠点について整備します。

6-5) 復旧体制を確保する

碧南市の取組

- 復旧に用いる資機材・土等の利用調整を庁内で連携して実施します。
- 要復旧箇所の早期把握について検討します。
- 地震時応急復旧計画及び洪水時応急復旧計画の見直しに取り組めます。

6-6) 学校等の再開、文化財の被害軽減・修復について事前に準備する

碧南市の取組

- 学校や保育園等における避難所スペースとその他のスペースの区分に関する事前検討及び学校等の職員に対する避難所開設・運営の支援要請に取り組めます。
- 被災した学校等の児童生徒対応について検討します。
- 住まいの確保状況を踏まえた通学手段の確保について検討します（学校から離れた避難所からの登校手段の確保等）。
- 学校等の再開に備えた文房具等の確保対策について検討します。
- スクールカウンセラーの派遣・受け入れ体制の確保を進めます。
- 文化財台帳の作成・運用に取り組めます。
- 文化財所有者に対して、耐震化について啓発します。
- 固定、落下防止などによる美術品の安全な管理体制の構築に取り組めます。
- 緊急時美術品取扱いマニュアルを改訂します。

6-7) 災害廃棄物等の円滑な処理体制を整える

碧南市の取組

- クリーンセンター衣浦の災害時運用方法について各関係者と確認・訓練等を実施することにより実効性を向上に取組みます。
- 災害廃棄物処理体制を構築します。
- 処理能力・処理方策について確認します。
- 災害時の廃棄物処理に係る各種協定の実効性について確認します。
- 広域的な廃棄物処理について検討します。

6-8) オープンスペースの確保、活用について検証する

碧南市の取組

- オープンスペースの災害時における活用方法を検討します。

●近藤 朗（愛知県 知立建設事務所 企画調整監）

平成元年の恵南・東加茂豪雨、平成3年の内津川決壊、平成12年の東海豪雨、平成20年8月末豪雨等々、愛知県での多くの風水害、土砂災害に関わってきた中で気づかされたことが多くあります。どのような地域であれ、災害は必ず起こるものであり、目をそむけずに向き合う覚悟を誰もが持たなければならないということ。災害自体を日常としてとらえ準備しておく姿勢が大事であると共に、いざという時には、必ず予想外の事が起きるため、その場で最善（臨機応変）の行動が取れるような思考パターンを訓練・構築しておくことです。



災害時における行政の役割は極めて大きく、どのような業務に携わっている公務員であれ、緊急時は災害対応での重要な責務を負うこととなります。その中で「災害意識の日常化」は、防災担当部局のみならず、あらゆる部局・分野で必要です。また、これを意識した思考パターンと、それに資する行政情報などは、日常のどのような公益サービスにも有効なものになると確信しています。つまり、決して無駄にならないのです。

このような見地を多くの災害経験を通じて学び、自身の糧としてきたところですが、最近危惧している事は、これら経験の継承と、昭和20年の三河地震以来発生していない愛知県での大規模地震への対応でした。私が生まれる以前の発生であり、水害や土砂災害と違って何が起こるのか想像力が働かない・・・

いてもたってもいられず、東日本大震災後の海岸・河川の惨状、浦安市での埋立地沈下状況などを見に行きました。今年に入ってから、熊本地震の余震が続く九州へも。

そのような中で、碧南市から本計画を策定するにあたっての委員委嘱と、策定プロセスのお話をうかがいました。それはそれはとても興味深い内容で、名古屋大学減災連携研究センターとの共同作業の下に2年間の長期にわたって、行政、市民、産業界の各分科会を相当の頻度で開催し議論を重ねていくというもの。運営側にとっては極めて煩わしい作業となるはずで、勇気ある選択だという事は私は知っています。計画で盛り込まれた「全課をあげて」体制も、このプロセスから敷かれており、課題抽出では各課それぞれが傷をえぐるような作業を行ったはずであり、計画の中にどこまで盛り込むのかという調整は、おそらくそれなりの痛みを伴った作業であったろうと想像します。しかしながらこのようなプロセス段階での経験が継承されていけば、防災・減災対策の推進のみならず、必ずや碧南のより良いまちづくりに資するものになるであろうと確信しています。むろん、市民、産業界も含めての話になりますが。

まず、2年間にわたり本計画策定に取組まれた碧南市の姿勢に最大級の敬意を表します。この計画の最も重要な点は、行政、市民、産業界の多様なセクターが集結され、課題をあぶりだしていくというプロセスと、それに碧南市全課が向き合い、結果としてやっと「正しいスタートラインに立てた」ということにあります。

したがって、今後計画を着実に推進していくのはもちろんのこと、そのためには、今回（計画策定）の貴重な経験、プロセスを行政内部で絶え間なく継承していく事、地域社会に「防災・減災の日常化」を文化として根づかせていく努力がまさに重要なのです。

いつ来るのかわからない巨大地震に対する取組は、決して特殊な事ではなくて、実は自治体、地域社会全体の基礎体力づくりだと認識すべきでしょう。市民や産業界と連携する事、日頃から弱者に目を向ける事、わがまちを良く知る事などは、日常のまちづくりにも十分資するものとなります。そのことに気が付かれた碧南市のこれからの大きな期待を寄せると共に、わが愛知県もそれに負けない体力づくりに邁進したいと肝に銘じました。

～未来の子どもたちの みなで生活・生業 明るい碧南市を

●福和伸夫（名古屋大学 減災連携研究センター長）

1年半前、碧南市役所から、被害予測調査に付き合っ
てほしいとの依頼を突然受けた。碧南市は県の被害予測
で最も厳しい被害となる旧碧海地区にあり、過去の地震
でも甚大な被害を受けてきた地域でもある。小生、生粋
の愛知県民とはいえ、土地勘の無い碧南で、市役所の人
たちとも気心は知れていないし、耐震化で少し軋轢のあ
った瓦産業のメッカでもある。各種防災業務に忙殺され
ている中、碧南市の防災対策にどこまでお付き合いでき
るか随分悩んだというのが正直なところであった。



しかし、碧南市は、我が国随一の中核的産業拠点・西三河の海の玄関口・衣浦
港湾に位置し、発電所や重要生産工場が立地する最重要の臨海工業地帯がある。
大浜地区には、将来に継承すべき大切な歴史・文化・伝統もある。強い揺れ、液
状化、津波の三重苦に苦しむ皆さんを見捨てるわけにもいかない。碧南市役所防
災課の方々のひとかたならぬ熱意にも触れた。紆余曲折の末、減災連携研究セン
ターとして全面協力することになった。

ただ、センターのメンバーも巻き込むので、いくつかの条件を提示させて頂い
た。

- ① 市民の意見を十分に聞き市民と共に創った計画にすること
- ② 市や西三河地域の将来のため産業界の事業継続も議論すること
- ③ 行政の縦割りを排し本気で取り組むこと

の3つである。これらが、計画を作成するに当たって設置された3つの分科会に
当たる。

ために、 ・文化を守り、 拓く～

各分科会には、碧南市内の市民、産業界、行政の代表に加え、国の出先機関や県庁、ライフライン事業者等なども加わってくれた。基礎自治体の通常の調査ではあり得ないメンバーである。皆が、碧南市の計画策定に多大な期待を寄せていた証である。この種の新しい試みは、旧来のやり方とは異なり軋轢も生じる。そんな中、事務局の防災課の面々は、市役所内や市民・産業界との板挟みになりながら、碧南市に住み働く人たちのために奮闘してくれた。新しく芽生えたこの試みを未来の碧南市のために大きく育ててほしい。

災害を減らす基本は、危険を避け、自らが強くなり、臨機応変に対応し、遅く回復することにある。それぞれ、土地利用や都市計画、家屋の耐震化やインフラ整備、被害及び対応資源に関する情報収集と対応の優先順位づけ、事前の準備と社会・個人の生きる力の醸成に当たる。これらは、市役所だけではできない。市民や産業界、隣接市や県・国との協力が不可欠である。災害被害軽減に特効薬はない。様々な軽減策を組み合わせ、少しずつ被害を減らすしかない。人の足し算、時間の足し算、空間の足し算などにより対策を積み重ね、被害を減らしていく必要がある。

まずは、私たちの意識を変える必要がある。碧南市の明るい未来を描き、その前に立ちはだかる災害をリアルに想像し、見たくないことにも目を逸らすことなく、「備えなければ恥ずかしい」という日本文化を取り戻し、皆で災害を未然に防ぐ努力を進めていきたい。

(参考資料)

・碧南市防災対策行動計画策定に係る分科会 委員名簿

(産業分科会 (1 / 2))

	所属機関名	役職	委員氏名	主務	委嘱期間
1	名古屋大学減災連携研究センター	センター長 教授	福和 伸夫	座長	H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
2	名古屋大学減災連携研究センター	特任教授	新井 伸夫	副座長	H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
3	名古屋大学減災連携研究センター	准教授	都築 充雄		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
4	碧南市	防災監 (市民 協働部長)	鈴木 友喜広	分科会長	H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
5	碧南商工会議所	会頭	平岩 統一郎		H27. 8. 11 ~ H28. 10. 31
		前会頭 相談役			H28. 11. 1 ~ H29. 3. 31
6	碧南商工会議所	副会頭	鈴木 並生		H27. 8. 11 ~ H28. 10. 31
		会頭			H28. 11. 1 ~ H29. 3. 31
7	碧南商工会議所	副会頭	竹中 義夫		H27. 8. 11 ~ H28. 10. 31
		前副会頭 特別参与			H28. 11. 1 ~ H29. 3. 31
8	碧南商工会議所	副会頭	石橋 嘉彦		H27. 8. 11 ~ H28. 10. 31
		前副会頭 特別参与			H28. 11. 1 ~ H29. 3. 31
9	あいち中央農業協同組合	代表理事 組合長	石川 克則		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
10	大浜漁業協同組合	代表理事 組合長	角谷 茂		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			石川 武範		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
11	アイシン精機株式会社衣浦工場 (衣浦三水会 副会長 平成27年度) (" 会長 平成28年度)	工場長	遠藤 眞		H27. 8. 11 ~ H27. 12. 31
			中西 勝則		H28. 1. 1 ~ H29. 3. 31
12	伊藤忠製糖株式会社衣浦工場 (衣浦三水会 幹事 平成27年度) (" 副会長 平成28年度)	取締役社長	葉山 彰		H27. 8. 11 ~ H28. 6. 15
			佐藤 浩雄		H28. 6. 16 ~ H29. 3. 31
13	中部電力株式会社碧南火力発電所 (衣浦三水会 会長 平成27年度) (" 幹事 平成28年度)	所長	渡部 哲也		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			安井 稔		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
14	トヨタ自動車株式会社衣浦工場 (衣浦三水会 幹事)	工場長	中村 元志		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
15	日本コーンスターチ株式会社衣浦事業所 (衣浦三水会 幹事)	取締役社長	倉地 聡一郎		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
16	日新製鋼株式会社ステンレス製造本部 衣浦製造所 (衣浦三水会 幹事)	所長	南保 由明		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			三木 英司		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31

(産業分科会 (2/2))

	所属機関名	役職	委員氏名	主務	委嘱期間
17	豊田自動織機株式会社碧南工場 (衣浦三水会 幹事)	専務取締役	佐々木 憲夫		H27. 8. 11 ~ H28. 6. 10
		取締役 専務役員	山本 卓		H28. 6. 11 ~ H29. 3. 31
18	株式会社ジェイテクト田戸岬工場 (衣浦三水会 幹事)	工場長	松本 啓史		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
19	ジクシス株式会社碧南LPG基地 (碧南市臨海工業地帯防災連絡協議会 会長)	所長	鈴木 清孝		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
20	石橋建設興業株式会社 (碧南市危険物安全協会 会長)	代表取締役	石橋 嘉彦		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
21	衣浦港運協会	会長	浅野 皇		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
22	中部経済産業局地域経済部地域振興課	課長	新川 幸嗣		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
23	中部地方整備局建政部都市整備課	課長	間宮 敏博	オブザーバー	H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			神山 光弘		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
24	中部地方整備局港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課	課長	恩田 充	オブザーバー	H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
25	中部地方整備局三河港湾事務所	副所長	老平 武弘	オブザーバー	H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
26	愛知県衣浦港務所建設課	課長	河合 秀樹	オブザーバー	H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
27	碧南市経済環境部商工課	課長	生田 和重		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
28	碧南市経済環境部農業水産課	課長	生田 秀晴		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
29	碧南市建設部土木課	課長	黒田 敏裕		H27. 8. 11 ~ H28. 6. 30
			磯部 悟嗣		H28. 7. 1 ~ H29. 3. 31
30	碧南市市民協働部防災課	課長	永坂 智徳		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31

(行政分科会 (1/2))

	所属機関名	役職	委員氏名	主務	委嘱期間
1	名古屋大学減災連携研究センター	センター長 教授	福和 伸夫	座長	H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
2	名古屋大学減災連携研究センター	特任教授	新井 伸夫	副座長	H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
3	名古屋大学減災連携研究センター	准教授	廣井 悠		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
		特任准教授	阪本 真由美		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
4	碧南市	防災監 (市民 協働部長)	鈴木 友喜広	分科会長	H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
5	中部経済産業局地域経済部地域振興課	課長	新川 幸嗣		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
6	中部地方整備局建設部都市整備課	課長	間宮 敏博		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			神山 光弘		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
7	中部地方整備局港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課	課長	恩田 充		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
8	中部地方整備局三河港湾事務所	副所長	老平 武弘		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
9	海上保安庁衣浦海上保安署	次長	増田 泰美		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			森口 勝		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
10	愛知県防災局防災危機管理課	課長	丹羽 邦彦		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			内田 康史		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
11	愛知県西三河県民事務所防災保安課	課長	高村 方久		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
12	愛知県知立建設事務所	企画調整監	近藤 朗		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
13	愛知県知立建設事務所河川整備課	課長	波多野 剛資		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			佐田 信一郎		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
14	愛知県衣浦港務所建設課	課長	河合 秀樹		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
15	愛知県西三河水道事務所配水課	課長	梅村 年幸		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			伊藤 博之		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
16	一般社団法人碧南市医師会	会長	杉浦 勇人		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			加藤 丈博		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
17	碧南市薬剤師会	会長	榊原 利幸		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			奥村 晋平		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31

(行政分科会 (2/2))

	所属機関名	役職	委員氏名	主務	委嘱期間
18	碧南歯科医師会	会長	伊藤 正幸		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
19	愛知県碧南警察署警備課	課長	金田 義幸		H27. 8. 11 ~ H28. 11. 27
			水野 償		H28. 11. 28 ~ H29. 3. 31
20	衣浦東部広域連合碧南消防署	署長	片山 秋典		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
21	半田市総務部	防災監	齊藤 清勝	オブザーバー	H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
22	高浜市都市政策部都市防災グループ	リーダー	芝田 啓二		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			神谷 義直		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
23	武豊町総務部防災交通課	課長	近藤 千秋	オブザーバー	H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			若松 幸一	オブザーバー	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
24	碧南市総務部経営企画課	課長	岡崎 康浩		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
25	碧南市総務部行政課	課長	遠山 隆夫		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
26	碧南市健康推進部健康課	課長	鈴木 利男		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
27	碧南市経済環境部環境課	課長	杉本 広則		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
28	碧南市建設部土木課	課長	黒田 敏裕		H27. 8. 11 ~ H28. 6. 30
			磯部 悟嗣		H28. 7. 1 ~ H30. 3. 31
29	碧南市建設部都市計画課	課長	亀島 弘樹		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
30	碧南市建設部建築課	課長	鈴木 厚男		H27. 8. 11 ~ H27. 9. 30
			生田 由也		H27. 10. 1 ~ H29. 3. 31
31	碧南市建設部施設管理課	課長	片山 正樹		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
32	碧南市開発水道部下水道課	課長	生田 由也		H27. 8. 11 ~ H27. 9. 30
			山田 勇樹		H27. 10. 1 ~ H29. 3. 31
33	碧南市開発水道部水道課	課長	川村 哲弘		H27. 8. 11 ~ H28. 6. 30
			亀島 政司		H28. 7. 1 ~ H29. 3. 31
34	碧南市民病院経営管理部管理課	課長	齋藤 雅人		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
35	碧南市教育部庶務課	課長	三島 翁		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
36	碧南市民協働部防災課	課長	永坂 智徳		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31

(市民分科会 (1/2))

	所属機関名	役 職	委員氏名	主 務	委嘱期間
1	名古屋大学減災連携研究センター	センター長 教授	福和 伸夫	座長	H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
2	名古屋大学減災連携研究センター	特任教授	新井 伸夫	副座長	H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
3	名古屋大学減災連携研究センター	特任准教授	阪本 真由美		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
4	碧南市	防災監 (市民 協働部長)	鈴木 友喜広	分科会長	H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
5	新川地区	碧南市 連絡委員	安面 光敏		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
		—			H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
6	中央地区	碧南市 連絡委員	鈴木 達夫		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
		—			H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
7	大浜地区	碧南市 連絡委員	磯貝 暢宏		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			生田 郁夫		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
8	棚尾地区	碧南市 連絡委員	金原 徳孝		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
		—			H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
9	旭地区	碧南市 連絡委員	高山 正法		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
		—			H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
10	西端地区	碧南市 連絡委員	土井 悠次		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
		—			H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
11	碧南市社会福祉協議会	会長	杉浦 三代枝		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
12	碧南市女性団体連絡協議会	会長	永坂 幸子		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
13	碧南市身体障害者福祉協会	会長	石川 繁夫		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
		副会長	永井 昭三		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
14	碧南市赤十字奉仕団	委員長	角谷 早苗		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			生田 厚子		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
15	碧南市ボランティア連絡協議会	副会長	磯貝 尚子		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
16	碧南市老人クラブ連合会	会長	禰宜田 知司		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
17	碧南市小中学校長会	会長	石川 和昌		H27. 8. 11 ~ H28. 3. 31
			永坂 昭彦		H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31
18	愛知県立碧南高等学校	校長	坪井 基紀		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31

(市民分科会 (2 / 2))

	所属機関名	役 職	委員氏名	主 務	委嘱期間
19	名古屋鉄道株式会社	碧南中央駅長	柴田 幸市		H27. 8. 11 ~ H28. 6. 30
			鈴木 盛之		H28. 7. 1 ~ H29. 3. 31
20	主任児童委員部会	主任児童委員	小塚 洋枝		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
21	碧南市消防団	団長	長田 康弘		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
22	碧南市市民協働部地域協働課	課長	山本 政裕		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31
23	碧南市市民協働部防災課	課長	永坂 智徳		H27. 8. 11 ~ H29. 3. 31

・碧南市防災対策行動計画策定に係る分科会等 開催経過

(平成27年度)

会議名	日時・会場	内容	人数
防災対策行動計画策定に係る 第1回 産業・行政・市民合 同分科会	平成27年8月11日(火) 午後1時30分から3時6分ま で 碧南市役所7階 議員大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会の設置について ・委員の紹介 ・分科会の主旨について ・碧南市防災対策行動計画等調査 検討について ・全体スケジュールについて 	72名
庁内BCP職員研修	平成27年8月11日(火)、2 6日(水) 各日2回 碧南市文化会館 ホール	<p>「南海トラフ巨大地震に備える」 (講師) 名古屋大学減災連携研究センター 福和伸夫教授</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員を対象とした研修 	526名
防災対策行動計画策定に係る 第2回 産業分科会	平成27年8月26日(水) 午前10時30分から午後12 時18分まで 碧南市役所7階 議員大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県(2014)による被害 予測結果の概要 ・地域連携BCPの紹介について ・衣浦港BCPの紹介について ・災害時に産業に対して碧南市が 期待することについて ・災害時に碧南市(行政)に対し て産業が期待することについて 	30名
防災対策行動計画策定に係る 第2回 市民分科会	平成27年8月27日(木) 午後3時27分から5時36分 まで 碧南市役所7階 第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県(2014)による被害 予測結果の概要 ・災害時に市民に対して碧南市が 期待することについて ・碧南市の取り組み並びに各地区 の取り組みについて ・災害時に碧南市(行政)に対し て市民が期待することについて 	25名
防災対策行動計画策定に係る 第2回 行政分科会	平成27年10月7日(水) 午後2時から4時まで 碧南市役所7階 議員大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県(2014)による被害 予測結果の概要 ・災害時に碧南市(行政)に対し て産業が期待すること(産業分科 会)について ・災害時に碧南市(行政)に対し て市民が期待すること(市民分科 会)について ・行政まとめ 	37名
平成27年度 碧南市防災講演会	平成27年10月9日(金) 午後1時30分から3時まで 碧南市文化会館3階 大会議室	<p>「産業防災力を高める地域連携B CP」 (講師) 中部経済産業局地域経済部 地域振興課長 新川幸嗣氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・碧南市危険物安全協会及び碧南 市臨海工業地帯防災連絡協議会会 員等 	64名
防災対策行動計画策定に係る 第3回 産業分科会	平成27年12月25日(金) 午後1時から3時15分まで 碧南市役所7階 議員大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・前回議事要旨及び他分科会の概 要について ・衣浦港および西三河エリアの緊 急輸送路網について ・大規模地震・津波に備えた対応 について(中部電力) 	36名

会議名	日時・会場	内容	人数
防災対策行動計画策定に係る 第3回 市民分科会	平成27年12月25日(金) 午後3時30分から5時30分 まで 碧南市役所7階 第1委員会室	・前回議事要旨及び他分科会の概要について ・碧南市ハザードマップに掲載する内容について ・大規模地震・津波に備えた対応について(中部電力)	29名
防災対策行動計画策定に係る 被害予測検討会	平成27年12月25日(金) 午後5時40分から6時10分 まで 碧南市役所4階 庁議室	・産業・行政・市民各分科会の進捗状況報告 ・被害予測調査の進め方検討	11名
防災対策行動計画策定に係る 第3回 行政分科会	平成28年1月15日(金) 午後2時から4時30分まで 碧南市役所7階 議員大会議室	・第2回議事要旨及び他分科会の概要について ・第3回産業及び市民分科会における意見について ・大規模地震・津波に備えた対応について(中部電力)	38名
道路プレワークショップ	平成28年3月30日(水) 午前9時から11時30分まで 碧南市役所2階 会議室4・5	・道路の復旧・事前対策に関する問題を抽出・共有し、その解決策を検討することを目的として、市内の特定の路線・区間を対象に議論 ・衣浦三水会、西三河防災減災連携研究会会員市町(西三河9市1町)及び市職員等	32名
防災対策行動計画策定に係る 第4回 産業分科会	平成28年3月30日(水) 午後1時から3時10分まで 碧南市役所7階 議員大会議室	・前回議事要旨及び他分科会の概要について ・碧南市被害予測結果の概要及び防災上の課題について ・碧南市減災計画の項目について ・「産業界を災害に強くする」ための方策について	29名
防災対策行動計画策定に係る 第4回 市民分科会	平成28年3月30日(水) 午後3時30分から5時46分 まで 碧南市役所7階 第1委員会室	・前回議事要旨及び他分科会の概要について ・碧南市被害予測結果の概要及び防災上の課題について ・碧南市減災計画の項目について ・「防災力を向上させる」ための方策について	24名

(平成28年度)

会議名	日時・会場	内容	人数
防災対策行動計画策定に係る 第4回 行政分科会	平成28年4月27日(水) 午後1時30分から4時まで 碧南市役所7階 議員大会議室	・第3回議事要旨について ・碧南市被害予測結果の概要及び防災上の課題について ・第4回産業及び市民分科会の概要について ・碧南市減災計画の項目について	38名
碧南市地震対策減災計画策定 第1回検討会議	平成28年6月7日(火) 午前11時から正午まで 碧南市役所2階 会議室1	・被害予測結果の概要及び防災上の課題について ・碧南市地震対策減災計画(アクションプラン)の項目案について ・アクション項目のアウトプットイメージについて ・今後のスケジュールについて ・平成28年熊本地震について	33名

会議名	日時・会場	内容	人数
地震対策減災計画 各課ヒアリング	平成28年7月1日(金)、8日(金)、11日(月)、13日(水)、14日(木)	減災計画の項目について、各関係課(27課)にてヒアリングを実施	—
平成28年度 第1回防災担当者会議	平成28年8月16日(火) 午前10時から11時まで 碧南市役所2階 会議室4・5	<ul style="list-style-type: none"> ・碧南市業務継続計画(BCP)策定の概要について ・碧南市業務継続計画(BCP)(案)について ・重要な行政データのバックアップについて ・非常時優先業務の整理について ・参集時間について 	39名
防災対策行動計画策定に係る 第5回 産業分科会	平成28年8月22日(月) 午後1時から3時まで 碧南市役所7階 議員大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回議事要旨及び他分科会の概要について ・碧南市地震対策減災計画について ・想定される高潮及び洪水ハザードについて ・ボーリングデータの活用状況について 	33名
防災対策行動計画策定に係る 第5回 市民分科会	平成28年8月22日(月) 午後3時30分から5時まで 碧南市役所7階 第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回議事要旨及び他分科会の概要について ・碧南市地震対策減災計画について ・想定される高潮及び洪水ハザードについて ・避難施設の見直し案及びハザードマップ作成状況について 	32名
災害時の情報収集・共有に関するワークショップ	平成28年8月24日(水) 午後1時30分から3時40分まで 碧南市文化会館3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が開発している情報共有システムを使用した情報共有実験(8月8日、9日に機器の操作説明、8月19日までに情報入力) ・事前入力結果の共有・報告 ・災害時の情報収集・共有に関する意見交換 ・衣浦三水会、市職員等 	43名
防災対策行動計画策定に係る 第5回 行政分科会	平成28年10月6日(木) 午後2時から3時50分まで 碧南市役所7階 議員大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回議事要旨及び他分科会の概要について ・碧南市地震対策減災計画について ・想定される洪水ハザードについて ・避難施設の見直し案について 	32名
平成28年度 第2回防災担当者会議	平成28年11月17日(木) 午前11時から正午まで 碧南市役所2階 談話室1～3	<ul style="list-style-type: none"> ・碧南市業務継続計画(BCP)(案)について ・熊本視察報告について 	39名
地震対策減災計画策定 第2回検討会議	平成29年1月17日(火) 午後1時30分から 碧南市役所2階 会議室1	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会から碧南市への提言について ・碧南市地震対策減災計画(案)について 	35名
防災対策行動計画策定に係る 第6回 産業・行政・市民合同分科会	平成29年1月18日(水) 午前10時から正午まで 碧南市役所7階 議員大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・前回議事要旨について ・分科会から碧南市への提言について ・碧南市地震対策減災計画(案)について 	62名

会議名	日時・会場	内容	人数
平成28年度 第3回防災担当者会議	平成29年1月19日(木) 午後4時から5時まで 碧南市役所2階 会議室4・5	・碧南市業務継続計画(BCP)(案)について	35名
防災会議	平成29年2月3日(金) 午後1時から3時まで 碧南市役所7階 議員大会議室	・碧南市地域防災計画修正(案)について ・碧南市水防計画修正(案)について ・各種防災計画の策定及びハザードマップ等作成報告について	34名
平成28年度 碧南市防災講演会	平成29年2月18日(土) 午後1時30分から3時まで 碧南市文化会館3階 大会議室	「地域の備えを避難所運営の視点から考えるー熊本地震を教訓にー」 (講師)名古屋大学減災連携研究センター 新井伸夫氏 ・市民、市内企業等を対象	90名
防災対策行動計画策定に係る 報告会	平成29年3月29日(水) 午後4時から6時まで 衣浦グランドホテル	報告	—

・その他の関連会議

(平成27年度)

会議名	日時・会場	内容	人数
3県1市（愛知・三重・静岡の3県及び名古屋市）防災・減災対策集中検討会（第4回）	平成27年9月25日（金） 午前10時から正午まで 碧南市役所7階 第1委員会室	・碧南市の防災施策の現状と取組み、課題課認について ・沿岸部の産業・物流を守るには	19名
平成27年度 第3回 議員研修会	平成27年11月9日（月） 午後3時から4時30分まで 碧南市役所7階 第2委員会室	「南海トラフ巨大地震に備える」（講師） 名古屋大学減災連携研究センター 福和伸夫教授 ・市議会議員を対象とした研修会	19名
西三河防災減災連携研究会 ワークショップ	平成27年11月11日（水） 午後2時から5時まで 名古屋大学 減災館	・市町の防災部局の局長・部長を対象に、西三河における災害対応の連携の機運を高める目的で実施 ・西三河防災減災連携研究会会員市町（西三河9市1町）、他の自治体職員及び企業等	61名
西三河副市長・副町長 ワークショップ	平成28年1月8日（金） 午後1時30分から5時まで 名古屋大学 減災館	・西三河の副市長、副町長が一堂に会し、大規模災害に備えて防災・減災に関する地域の課題の共有を図り、災害対応の連携の機運を高める目的で実施 ・床面に西三河全域の地図を投影し、地図上に南海トラフ地震の被害想定、災害対応拠点、工業集積地等を重ね合わせ、参加者はそれを見ながら議論 ・西三河防災減災連携研究会会員市町（西三河9市1町）、他の自治体職員及び企業等	93名
地震・津波災害に強いまちづくり意見交換会	平成28年2月2日（火） 午前10時から午後12時20分まで 碧南市役所7階 第1委員会室	・市長・町長より各自自治体の取組紹介（碧南市・半田市・高浜市・東浦町） ・関連企業の取組紹介（衣浦三水会） ・国・県からの情報提供 ・意見交換会	14名
防災対策行動計画策定に係る衣浦三水会様との協議	平成28年2月17日（水） 午前11時から正午まで 衣浦グランドホテル	・碧南市産業分科会の概要及び碧南市としての考え方について ・名古屋大学が検討中の災害情報共有の仕組み・システムの紹介 ・道路及びライフラインに関する今後の取組み予定 ・衣浦三水会の皆様への依頼事項	—
防災・減災のまちづくりシンポジウム in つしま 2016	平成28年3月27日（日） 午後1時30分から4時30分まで 津島市生涯学習センター 大ホール	・津島・海部地域・西尾張地域の広域的な防災・減災について考えるシンポジウム ・「津島の魅力や暮らしをみんなで守る」をテーマとしたパネルディスカッション（パネリストとして碧南市参加）	250名

(平成28年度)

会議名	日時・会場	内容	人数
衣浦三水会様へ、名古屋大学が開発している情報共有システムの紹介とそのシステムを用いた災害時を想定した情報共有実験の依頼	平成28年6月15日(水) 午前11時から正午まで 衣浦グランドホテル	・災害時を想定した情報共有実験の協力依頼	—
西三河防災減災連携研究会 プレワークショップ	平成28年11月9日(水) 午後1時30分から5時まで 名古屋大学 減災館	・市町の建設部局及び防災部局の課長及び担当を対象に実施 ・道路の復旧・事前対策に関する問題を抽出・共有し、その解決策を検討することを目的として議論 ・刈谷市内企業、ライフライン企業、西三河防災減災連携研究会会員市町(西三河9市1町)及び市町職員等	83名
愛知むすび塾 「東日本大震災を忘れない ～被災体験を聞く会」	平成28年11月24日(木) 午後6時30分から8時30分まで 碧南商工会議所2階 ホール	・東日本大震災被災者3人からの体験談	130名程度
愛知むすび塾 企業共同津波避難訓練、語り合い	平成28年11月25日(金) 午後1時から3時30分まで 株式会社衣浦総合卸売市場	・市内中小企業6社が初めて共同で津波避難訓練を実施 ・訓練を基に企業防災の課題を検討 ・同じ被害を繰り返さないための備えについて議論	100名程度
碧南市防災対策行動計画策定に係る衣浦三水会様との協議	平成28年12月21日(水) 午前11時から正午まで 衣浦グランドホテル	・碧南市産業分科会の概要、経過報告及び今後の取組予定について ・名古屋大学が検討中の災害情報共有の仕組・システムについて ・意見交換	—
西三河防災減災連携研究会 ワークショップ	平成29年1月20日(金) 午後1時30分から5時まで 名古屋大学 減災館	・プレワークショップで行ったことを踏まえ道路部局及び防災部局の部長を対象に実施 ・刈谷市内企業、ライフライン企業、西三河防災減災連携研究会会員市町(西三河9市1町)及び市町職員等	135名
国土強靱化ワークショップ in 碧南	平成29年2月16日(木) 午後1時30分から5時まで 碧南商工会議所2階 ホール	・シナリオ非提示型シミュレーション演習 ・工業団地での初動対応プロセスの検討 ・地域連携に向けたソフト面強化の討議	81名
国土強靱化シンポジウム	平成29年3月8日(水) 午後2時から5時まで JPTタワー名古屋3階 ホール	・強靱な製造業サプライチェーン構築のための企業とインフラ事業者との連携構築に向けたシンポジウム ・基調講演・取組紹介 ・調査報告・パネルディスカッション(パネリストとして碧南市参加)	—

・ 視察等

(平成27年度)

事由	日程	視察先	人数
BCP視察 災害時相互応援協定締結先	平成27年10月9日(金)	福井県越前市	2名
	平成27年11月17日(火)	宮城県塩釜市	2名
市議会常任委員会行政視察 (BCP)	平成27年10月21日(水)	福島県郡山市	1名 (同行)

(平成28年度)

事由	日程	視察先	人数
平成28年熊本地震被災地	平成28年8月23日(火)から 25日(木)まで	熊本県八代市、阿蘇市、南阿蘇村、 西原村、熊本市、益城町及び 西原村	2名

・碧南市防災対策行動計画策定に係る分科会 設置要綱

碧南市防災対策行動計画策定に係る分科会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 碧南市の「防災対策行動計画」策定にあたり、ものづくり産業の集積地である本市が、災害に対して強さとしなやかさを備えた地域となっていくために、行政のみならず、市民、産業界の英知を結集し、防災・減災に寄与することを目的として、碧南市防災対策行動計画策定に係る分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、次に掲げる事項について検討し、提言する。

- (1) 碧南市における地震・津波・洪水の被害予測について
- (2) 減災対策および地震時の応急対応について、碧南市がとるべき行動について

(組織等)

第3条 分科会は、以下の3分科会をもって組織する。

- (1) 産業分科会
- (2) 行政分科会
- (3) 市民分科会

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市域産業界関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 市域居住者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成27年8月11日から、平成29年3月31日までとする。

(分科会長及び座長並びに副座長)

第5条 分科会に分科会長及び座長並びに副座長を置き、市長が任命又は委嘱する。

2 分科会長は、分科会を招集する。

3 座長は、会務を総理し、分科会を代表して防災対策行動計画への要望や助言等を市長に提言する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会は分科会長が招集し、座長はその分科会の議長となる。

2 分科会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 分科会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 分科会等の庶務は、碧南市市民協働部防災課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、座長が分科会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年8月11日から施行する。

・市の減災行動に結びつくアイデア集

現状では、実施主体が確保できなかつたり、施設・設備の整備に必要な予算の捻出が困難であつたりして、本計画の対象期間では実現が難しい等の現実的な理由のため、行動項目としては記載されていないが、過去の災害からの教訓を踏まえると重要な課題が存在する。

以下では、将来的な防災対策の進捗や、産官学民の連携による新たな主体の確保等、実現可能となつた場合に、改めて検討を開始することが望まれる「減災行動に結びつくアイデア」を記載する。

3-1) 市民の住まい、一時的な生活資金及び雇用・収入を円滑に確保する

細目	内容
市民の緊急的な収入源の確保	・被災地内における市民の緊急的な雇用支援として、過去の被災事例から需要が高まると予想される業種の把握(内装業等)や、生活環境が不自由な被災者にも接しやすい情報提供方法(掲示板で募集する等)について、事前に検討する。

3-5) 公共的なサービスの再開を支援する

細目	内容
店舗、スーパー、金融機関・ATM等の早期再開支援	・日常生活に欠かせない店舗、スーパーや金融機関等に対し、営業継続にあつて必要な道路について確認し、緊急輸送道路以外の道路復旧の優先順位付けの参考にする検討を行う。

3-7) 事業者の事業再開を支援する

細目	内容
国による事業再開のための補助金等の支援制度について周知	・災害発生後、事業再開に係る補助金等の支援制度について、過去の災害事例等から情報を整理し、実際の被災時に市内の事業者に対して情報提供できるよう準備を進める。

5-1) 個々の事業所の意識向上対策

細目	内容
個社及び地域連携によるBCPの策定促進	・市内事業所の事業継続計画(BCP)の策定について、商工会議所を通じた補助金の提供や見直しの推進等を図る。
	・被災地事業者の事業継続を補助する地域連携BCPの普及・促進を図るとともに、個社の意識啓発を図る。
	・臨海部の各地区において、被害想定結果等の産業防災に係る情報提供を通じ、地域で連携した企業防災力の意識啓発を図る。

5-2) 地域で連携した産業基盤・インフラの強化対策

細目	内容
事業所の私有岸壁に関して、災害時の利用協定の締結	・ 災害時の私有岸壁の利用について協定の締結を検討し、物資の岸壁荷揚げ訓練を実施する。

5-3) 被災後の早期事業再開を支援する対策

細目	内容
被災事業所の再建に要する資金の確保支援の広報の方法を検討	・ 被災後に、被災中小企業向けの災害復旧資金貸付がある等、資金確保対策を広く広報する。

付属資料 市が取り組む【行動項目一覧】

本計画は、平成29年度を初年度とし、平成36年度を目標年とする8か年の計画とする。

本計画の実効性を確保するため、それぞれの行動項目に主担当と目標を定め、計画的に推進する。全体の進捗状況については、防災課で毎年度取りまとめる。

また、市民及び産業界の取組状況について、関係課との情報共有、支援体制を構築する。

碧南市地震対策減災計画

平成29年2月

発行	碧南市
連絡先	碧南市市民協働部 防災課
住所	〒447-8601 碧南市松本町28番地
TEL	0566-41-3311
FAX	0566-41-5412
E-mail	bosai@city.hekinan.lg.jp
監修	名古屋大学減災連携研究センター センター長 福和 伸夫

